

1 会 議 名 決算特別委員会（第3日）

2 開催日時 令和7年10月9日（木） 午前10時00分～午後3時21分

3 会 場 高浜市議場

4 出席者 1番 橋本 友樹、 2番 荒川 義孝、 5番 野々山 啓、
6番 今原ゆかり、 7番 福岡 里香、 9番 長谷川広昌、
10番 北川 広人、 11番 鈴木 勝彦、 12番 柴口 征寛、
13番 倉田 利奈、 14番 黒川 美克
オブザーバー
議長（3番）神谷 直子

5 欠席者 なし

6 傍聴者 なし

7 説明のため出席した者 別紙のとおり

8 職務のため出席した者 議会事務局長 書記1名

9 付託案件

議案第57号 令和6年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定第1号 令和6年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和6年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 令和 6 年度高浜市水道事業会計決算認定について

認定第 8 号 令和 6 年度高浜市下水道事業会計決算認定について

(令和7年10月9日)

別 紙

7 説明のために出席した者

市長 杉浦 康憲	副市長 深谷 直弘	教育長 岡本 竜生
企画部長	野口 恒夫	
総合政策G L	榊原 雅彦	総合政策G主幹 原田 優
秘書人事G L	京極 昌彦	D X推進G L 東 文彦
総務部長	杉浦 崇臣	
行政G L	久世 直子	財務G L 平川 亮二
市民部長	岡島 正明	
市民窓口G L	神谷 直子	
経済環境G L	都築 真哉	経済環境G主幹 神谷 英司
税務G L	西口 尚志	
福祉部長	竹内 正夫	
地域福祉兼共生推進G L	岩崎 和也	地域福祉G主幹 角谷 権
介護障がいG L	藤 克幸	福祉まるごと相談G L 野口 真樹
健康推進G L	中川 幸紀	健康推進G主幹 鈴木美奈子
こども未来部長	磯村 順司	
こども育成G L	板倉 宏幸	文化スポーツG L 鈴木 明美
都市政策部長	杉浦 睦彦	
土木G L	島口 靖	都市計画G L 村松 靖宣
防災防犯G L	亀井 勝彦	上下水道G L 大村 智康
学校経営G L	清水 健	学校経営G主幹 小嶋 俊明
会計管理者	山下 浩二	
監査委員事務局長	東條 光穂	

10 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

昨日も申し上げましたが、委員会の円滑なる運営のため、質疑については3から4問程度にまとめて行っていただくとともに、数字のみの確認をする質疑、軽微な内容の確認、要望及び他の委員との重複は避け、発言は議題の範囲を超えないよう簡潔明瞭にお願いいたします。

昨日、注意のほうは少しさせていただきましたけど、もう少し簡潔明瞭に委員の方をお願いしたいと思います。また、当局におかれましても、昨日あまり注意をしなかったですけど、流しましたけど、もっと簡潔明瞭な答弁を心がけるよう、よろしくをお願いいたします。

質疑に当たっては、主要施策成果説明書、または決算書等のページ数及び款・項・目・節を示し、御発言いただきますようお願いいたします。

本日は、認定第1号一般会計の5款労働費より逐次審査をいただきます。

その前に、当局から発言を求められておりますので、発言を許します。

答（経済環境） 昨日の13番委員の御質問で一部お答えできなかったことについて、補足をさせていただきます。

主要成果の40ページ、まず歳入20款の雑入でございます。昨日の答弁が一部訂正になりますが、まず資源ゴミ回収収益金についてでございます。回収の流れでございますが、資源拠点及び特別拠点から高浜衛生が回収をし、基本高浜衛生がリサイクル業者へ持ち込む形でございます。リサイクル業者から市へ引取り価格が支払われるものということは、昨日のとおりでございます。ただし、ペットボトルについては、高浜衛生で中間処理を行います。粉碎をしてフレーク化したものを高浜衛生へリサイクル業者が回収に来るという流れでございまして、御質問にありましたクリーンセンターのペットボトルについては本市の回収ルートの中で高浜衛生が回収し、中間処理をすることとなっているということでございます。

もう一点、主要成果69ページ、2款1項12目みんなでまちづくり事業の市民予算枠、協働推進型、ナチュラルスクールランチアクションについてでございます。

昨日の市民部長の答弁の続きでございますが、未来につながる地産地消エシカル給食事業につ

きましては、その名のとおり、学校給食に地元の自然栽培で収穫した食材を提供したいという思いで提案された事業でございます。向山町地内の農園で、農業初心者のメンバーがアドバイザーの指導を受けながら野菜を育てる活動を行いました。苦勞の末に収穫された野菜は、本年3月市内のこども食堂や認知症グループホームへ寄附をすることができました。市の担当グループとしましては、耕作地のコーディネートや現場の助言などもしております。

答（土木） 昨日の歳入の質問の際に、32 ページ、13 款使用料、この中で 13 番委員のほうからの御質問でございますが、こちらにつきましては、高取小学校の東側の土地に設置してある倉庫の御質問でございました。この倉庫につきましては、市内の N P O 法人が市内の公園等の管理業務を履行するための資材倉庫として設置のほうはされてございます。この倉庫につきましては、無償でお貸しをしております。

答（福祉部） それでは、私のほうからは、昨日、倉田委員から御質問のありました主要成果説明書の 139 ページ、地域医療介護総合確保基金事業の補助金の内訳についてお答えをさせていただきます。

この補助金は、事業費の 4 分の 3 が県から補助をされるもので、上限額が 11 万 2,000 円と決まっておりますので、補助金の内訳ではなくて、事業費の内訳でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、コーチング研修、基本編。これ午前・午後の 2 回開催をしておりますが、事業費は 18 万 6,010 円。内訳としましては、講師謝礼が 17 万 6,000 円、会場費が 6,560 円、講師・参加者のお茶代として 3,450 円となります。

続きまして、アンガーマネジメント研修ですが、事業費は 9 万 4,910 円で、講師謝礼が 9 万 750 円、会場費が 1,640 円、講師・参加者のお茶、コピー代で 2,520 円となっております。

最後に、管理者向け研修です。事業費は 5 万 6,230 円、内訳は業者への委託料として 5 万 5,000 円、会場費は 1,230 円です。

答（都市政策部） 先ほどの土木リーダーの回答の補足をさせていただきます。13 番委員より一般会計の歳入のところで御質問いただきましたが、対象となる土地が土地開発基金でございますので、歳入がある場合は、土地特別会計のほうに入りますが、リーダー答弁したように無償なので歳入はございません。

5 款 労働費

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、5 款労働費についての質疑を打ち切ります。

6 款 農林水産業費

委員長 質疑を許します。

問（２） それでは、主要施策成果説明書の 210 ページをお願いいたします。

地域農政総合推進事業の（３）の特産物開発プロジェクトについてであります。これ中に記載があります、でか落花生料理加工講習会。これ昨年度に比べて活発にやられて見えます。実際私も最後の落花生の味噌試作品作りにちょっと関わらせていただいた部分もあるんですが、実際やっていくに当たって次のステップ、例えば商品化に向けてつなげていくような取組、動きというのがあるのでしょうか。お願いいたします。

答（経済環境） 昨年作りました落花生味噌でございますが、その後、今年度になりまして実際に仕込んだものが出来上がってまいりましたので、一緒に作られた市民の方などと一緒に試食をするような状況でございまして、今後これがどういったふうに活用できるかっていうのは今後また関係の皆さんと調整をしてまいります。

問（２） ちょっと前後して聞き方が悪かったかもしれないんですが、味噌以外にその他の取組もありますが、その他についてもいかがでしょうか。

答（経済環境 主幹） 味噌以外の取組につきましては、まず当然農政生活アドバイザーの方も一緒にこういうでか落花生を使った料理教室とか行っておりますので、その中でジーマーミ豆腐だとか主要成果にも書いてありますとおり、バターピーナッツとかいろんなもののこういう料理の講習会を行っておりますので、今後何かに落花生を活用できるような形で生かせることを、また落花生研究会だとか農福連携推進委員会のほうで検討してまいりたいと思います。

問（13） 206 ページ、6 款 1 項 1 目農業委員会事業についてお聞きしたいと思います。農業委員会なんですけど、これなかなかいつやりますよってというのは議員にも告知がないんですけど、

これ傍聴可っていうか公開が原則かなと思うので傍聴可能かなと思うんですけど、これ市民への開催の告知とか周知などされたんでしょうか。これまで傍聴はあったんでしょうか、教えてください。

委員長 これは令和6年度決算に係る委員会ということでよろしいですか。それで教えてください。

答（経済環境） 農業委員会につきましては開催日が決まっておりますので、開催につきましては毎回告示をして掲示板のほうで、毎月22日と決まっておりますので告知のほうはさせていただいておるところでございます。これまで傍聴の方はいらっしゃったことはございません。

問（13） ホームページには最低限でもやはり告知をしていただきたいと思うんですけど、これされてますでしょうか。もうできれば本当は傍聴、市民の参加できますみたいなバナーを作ってくださいとそこにいろんなところに入れていただきたいと思うんですけど、そういうのもないかなと思うんですけどどうでしょう。

答（経済環境） ホームページのほう、うろ覚えですが、告知22日と掲載をしておったと記憶しております。

この農業委員会だけの話ではない御質問なので、我々のほうでどこまで答弁していいか悩ましいところですが、バナーを作ったという事は、今は考えておりませんのでお願いします。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、6款農林水産業費についての質疑を打ち切ります。

7款 商工費

委員長 質疑を許します。

問（2） 220ページをお願いいたします。コミュニティバス運行事業についてであります、特に（1）のコミュニティバス運行事業の負担金についてであります。チョイソコ、実証実験ということで下半期から開始されましたが、初期投資であることから前年度との比較でコストに関する比較についてはちょっと少し難しいところだと思いますので、利便性について少し聞かせく

ださい。

まず1点目ですが、車両2台で運行しておられますが、まず支障はなかったかということ。

それから2点目でありますが、データを取りながら運行を進めていくということでしたので、いわゆるパーソントリップ調査、移動調査でありますが、データが集まったのか、そのあたりも教えていただきたいと思います。例えば利用目的でありますとか起終点、どんな出発点、終点を選択されたのかということと、移動時間帯について。

それから3点目でありますが、予約状況ということで、予約が重なったときの対応、そのあたりについての問題点というか課題がありましたらお願いいたします。

最後に、補助金が共創・MASS実証実験PJ事業費補助金を活用してみえることから、いきいき号も含めて、他の交通との結節点と連携が見られたか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

答（経済環境） チョイソコたかはまの運行に関する御質問いただきました。2台の運行で支障がなかったかということですが、大きな苦情等につながることはなく順調に運行をしておるというふうに理解をしております。

あと利用の状況でございますが、乗降場所の実績で多いところが、市役所、高浜豊田病院、Tぽーとという状況が昨年度から今年度も含めて継続をしておりますので、そういった形で例えば病院へかかれるだとか買い物に行かれるだとかということが利用の目的かと承知をしております。時間帯は、比較的午前中が多く利用されるということで承知をしております。予約の重なった場合の対応といたしましては、時間をずらして利用していただく、あとは共通チケットを作っておりますので、例えばタクシーを、高齢者の方だとか障害をお持ちの方であれば共通チケットを利用していただいてタクシーを利用していただくだとかそういった対応で今のところやっていたいておるような状況でございます。あと他の公共交通との連携というところでございますが、刈谷や碧南の結節点はございますので、具体的にそこからどこにつながったというところまでは追い切れておりませんが、そういったところが利用されておるというふうに承知をしております。

問（13） 同じくコミュニティバスの運行についてお伺いしたいんですけど、やはり今私のところに来てるのは、お昼の時間帯が1台しか走ってないから予約が取れないって話をすごく聞いてるんですけど、予約の日時を変更した件数及び予約自体を諦めてしまった件数、そのあたりを教えていただきたいなってということと、それから共通チケットについては、今市役所のほうでしか購

入ができないということだと思うんですけど、共通チケット、せめていきいき広場で売ってほしいとかそういう声とか届いてる、私のところには届いてるんですけど、そういった何か共通チケットの販売についてのお声はなかったんでしょうか。

答（経済環境） まず一つ目の、お昼の時間帯の関係で日時の変更や諦めた件数というのは、こちらでは承知をしてごさいません。それから共通チケットの販売の声でございしますが、直接いきいき広場で販売してほしいというようなお声までは伺っておりませんが、公共交通会議の中では委員の方からほかの場所で販売するのはどうかというような御意見を頂戴しておりますので、今後検討する余地があるのかなと思っております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、7款商工費についての質疑を打ち切ります。

8款 土木費

委員長 質疑を許します。

問（2） それでは、主要成果説明書の228ページをお願いいたします。

上段の道路改良工事、市道奥荒井線についてであります。こちら完了まもなくということで、論地町の長年の悲願ということでありありがとうございます。

では、この道路の改良工事に合わせて排水についても課題があったんだと思いますが、合わせて進捗を図っていただいたと思いますが、その点について少しお聞かせいただきたいのと、もう一点、（2）の公有財産購入費、特に向山町水路用地についてであります。こちらの場所と購入された用途についてお聞かせいただきたいのと、それから230ページ、同じく（3）の公有財産購入費で、準用河川鮫川についてであります。これ清水町内だと思いますが、こちらについても場所と用途についてお聞かせください。

最後にもう一点だけ、233ページ。こちら負担金の名古屋三河道路推進協議会についてであります。こちら名古屋三河道路推進協議会に本市も構成市で入ってみえるということで負担金のほう掲載してみえますが、こちらある程度ルート帯が明らかになってきているという関係から、

本市からこのルートへのアクセス道路などそういった構想が上がっているのか、また協議されているのか、その点についてお聞かせください。

答（都市計画） 名古屋三河道路推進協議会につきまして、本市からのアクセスの検討ということなのですが、現在、ルート帯の決定をしておりますが、まだ詳細については決まっておりませんので、今後決めていかれる形になるかと思います。

答（土木） まず1点目の奥荒井線の関係でございますけども、こちらにつきましては、付近に吉野橋がございまして、この奥荒井線の排水が吉野橋のほうに流出してございます。吉野橋につきましても冠水の実績もございますので、そこら辺を分散するような工事を今回入れさせていただいてございます。

2点目でございますが、公有財産購入費の向山町の水路でございますが、こちらにつきましては、向山町5丁目地内の土地でございまして、排水対策として購入のほうをさせていただきました。

もう1点、鮫川も同様の御質問をいただきました。鮫川につきましては、清水町2丁目地内の不動産でございまして、これは準用河川鮫川の拡幅用地として購入をさせていただきます。

問（13） まず、ちょっとここに載ってないんですけど、多分窓口業務を総合サービスさんに委託してるんじゃないかと思うんですけど、その確認と、いつも大体…

委員長 倉田委員、多分ではなくて、どこかちょっと言って。

問（13） 土木グループさん。あと都計さんもいらっしゃるのかなと思うんですけどそのあたり確認したいのと、あと240ページの8款8項2目1交通安全指導啓発事業の委託料の交通防犯維持管理業務委託の内容と、これも多分随契かなと思うんですけど随契理由について詳しく教えてください。

答（土木） 当グループの窓口業務につきましては、総合サービスさんのほうに委託はしてございません。

答（都市計画） 主要成果の232ページ、（2）委託料の2行目、窓口業務等委託が高浜市総合サービスと契約をしております。随契理由といたしましては、自治法施行令第167条の2の1項2号で契約をしております。

答（防災防犯） 同様に240ページの交通防犯維持管理業務委託ですけども、高浜市総合サービスのほうに委託をしております。理由につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号で契約をしております。

問（13） それぞれ2号随契ってことですけど、2号随契に対しての詳しい入札審とかの理由を教えてくださいのと、あと都計の窓口業務委託、これ1名の方がいつもいらっしゃいますかね、2名ですかね。常に何名の方がいらっしゃるんでしょうか。

答（都市計画） 委託の内容といたしましては、人員の人数の定数は決めてはございません。ただ、実際窓口として1人が対応しております。

「答弁漏れ。委員長、13番。」と発声するものあり。

委員長 13番、倉田委員。

問（13） 答弁漏れは、入札審における詳しい、2号随契だけではなく詳しい理由を教えてくださいのと、あと多分都計さん1人が窓口業務にいらっしゃるってことなんですけど、やっぱり1人職場になっちゃうと、いわゆる指揮命令する人がいないっていう状況なんですけど、これ非常に問題かなと思うんですけど、そのあたりどのような見解でしょうか教えてください。

答（都市計画） 指示命令系統につきましては、市の監督員から総合サービスが選任いたします管理責任者のほうに指示を出しまして、総合サービスのほうで必要な人員を配置するという形を取らせていただいております。

随契理由といたしましては、契約のその性質または目的が競争入札に適しないものということでそういった理由となっております。

答（防災防犯） 防災防犯グループの委託業務につきましても先ほどの都市計画グループリーダーと同じで、競争に属さないという形で入札審のほうに付議しております。

問（13） なかなかそれだけだとこの理由が成り立たないと思うので、もう少し、入札審でよく下のほうにバーって長文が書いてあると思うので、それ後でも結構ですのでお答えいただければと思います。

問（11） 239ページの交通安全施設事業、修繕費と工事請負費についてお伺いしますが、いずれもこれは市道に対して行われてることなのか、それと合わせましてこれを実施するに当たりましては警察署との協議の上、承認していただいて、その工事を進めるのか、ちょっと確認したいと思います。

それと、次のページの240ページ、補助金のところです。自転車のヘルメットの購入ということで、これ何年か続けていらっしゃると思いますけども、最近やはり自転車による事故が多いとい

うことで啓蒙活動もやっていただいていると思いますけども、この活動が本当に有効的になっているのか。これから法律も少し厳しくなるというようなことも伺っておりますけども、この啓蒙活動について今後どういう進め方をしていくのか、課題があってそれを進めていくのか、その点もお聞かせ願いたいと思います。

答（防災防犯） 初めに、主要成果 239 ページの交通安全施設の修繕及び工事につきましては、市道だけではなく県道も含んで工事は対象となっております。また修繕工事につきましては、警察との協議ということもありますけども、あくまで修繕につきましては玉替えの交換だとかが主なものになりますし、カーブミラー等につきましても新規で要望があれば、基準に基づきまして必要と市のほうで判断した場合につきましては、市のほうで設置をさせていただいております。

続きまして、主要成果 240 ページのヘルメットの購入の補助ですけども、これについてはもう令和 6 年度が 4 年目という形でやっておりますが、今言われたように、補助金 4 年継続してきて若干前年と比べると、ヘルメットの申請自体は減少傾向、止まっておる状況でありますので、まづもって、ヘルメットをかぶっていただくことが、事故が起こったときの安全対策ということで一番重要だと思っておりますので、ヘルメットの補助につきましては、それぞれの場、交通安全について啓発をして行っていきたいと考えておりますし、交通安全全般につきましてもゼロの日の実証だとか、そういったところで普及をしていきたいと考えております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、8 款土木費についての質疑を打ち切ります。

9 款 消防費

委員長 質疑を許します。

問（13） 242 ページの 9 款 1 項 1 目の広域消防事業、いわゆる衣浦東部広域連合に対する事業費を支出することなんですけど、私これ広域連合のこの間議会を傍聴させていただいたところ、やはりいわゆる法令上の消防職員の人数が足りていないということで、衣東が。やはりその部分に関して私も非常に不安というか心配なところでございまして、そういった面でやはり市

としてそういったところ少し足せばそういった職員の補充ができるのか。なるべくやはり法令上の職員は確保すべきだと思うんですけど、そのあたりのお考え、いかがでしょうか。何かそういった衣東でそういう発言をされているのかどうか。そういった要望もされてるのかどうか教えてください。分からなければ後でもいいです。

答（防災防犯） 衣東消防の人員につきましては、市のほうから増員してほしいとかという要望は特には現状いたしておりませんが、あくまでこちらにつきましては広域消防のほうで人員の採用計画、それから確保に向けて協議検討されておることですので、そちらのほうの動向を見ていきたいと思いますが、質問にあったようなことにつきましては市のほうからは人員増については要望しておりません。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、９款消防費についての質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 31 分

再開 午前 10 時 45 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、当局より発言を求められておりますのでこれを許可します。

答（こども育成） 先日 13 番委員より御質問がありました３款２項２目保育サービス費、保育園管理運営事業の保育園等の給食費の補助金の関係で、公立保育園が市の負担がどれぐらいあったのかについてということでお答えします。令和６年度の市の負担としては１食当たり 48 円ほどになります。

また、69 ページの２款１項 12 目の市民予算枠事業の交付金の Sansyu-tacoba のサッカー教室の開催、１回から２回各校というふうに説明しましたが、確認しましたところ、各学校で大体２回から４回、合計 15 回と幼稚園・保育園で大体３回、各園３回ほどサッカーの教室を実施しておりますので補足させていただきます。

答（文化スポーツ） 昨日の歳入におきまして主要施策成果説明書 32 ページ、13 款使用料及び手数料のところで、13 番委員より、倉庫の目的外使用許可についての御質問をいただきました。五反田グラウンドについてお答えしましたが、碧海グラウンド、五反田第 2 グラウンド、流作グラウンドについてお答えをしたいと思います。碧海グラウンド、市の倉庫以外に 2 つございます。それから五反田第 2 グラウンドについては、市の倉庫以外の倉庫が 2 つございます。流作グラウンドについて、市の倉庫以外の倉庫が 1 つございますが、いずれも許可手続の資料については確認が取れていないという状況でございます。

10 款 教育費

委員長 質疑を許します。

問（5） 教育費全般についての質問をさせていただきます。先日の一般質問でも触れさせていただきましたが、改めて決算審査の視点からも確認させていただきたい点がございます。

まず、教育費全体の推移が毎年少しずつではありますが、増加傾向にあるように見受けられます。こうした背景には例えば学校施設の老朽化対策や I C T 環境整備の推進などが影響しているのではないかと理解しております。

こうした受け止め方について、市としての御認識や主な増加要因について改めて御説明いただければと思います。

答（学校経営） 教育費の増加理由でございますが、長寿命化改良事業と G I G A スクール構想にかかる費用等の増加が主な増加理由となっております。

問（14） それでは、274 ページ、社会教育費で、その利用状況で入館者数がかわら美術館・図書館、それから本館の施設利用だとか展覧会だとか数字が書いてありますけれども、この数字について、当初の目標とそれから現在の実際の利用者、その比較をどのようにして見えるか、それをまずお答えいただきたいというのが一点。

それからもう一つ、275 ページに蔵書数で 6 年度末が 21 万 5,131 冊、5 年度末が 21 万 2,585 冊で増減が 2,546。高浜市の図書の購入費は、前のときに 500 万前後だったと聞いた覚えがありますけれども、今現在どのぐらいの図書の購入をしておって、それをどのようにして選定をしているか、そのところをお答えください。

答（文化スポーツ） 2 点、御質問いただきました。まず、274 ページで美術館・図書館の利用

状況というところでございますけれども、目標というところで、企画展については目標というのは掲げております。企画展のところで申し上げますと、まずヤマザキマリの世界展は、目標は4,000名ということでございます。それから、たかいよしかず展は同じく目標4,000名。それから美術鑑賞の「さしすせそ」については、目標2,000名というような状況でございますけれども、実績については主要成果274ページのとおりでございます。

全体の人数ということでどのような評価をしているかというところでいきますと、美術館機能のところでは、費用をかけずに比較的市民の皆さんの興味を持ちやすいテーマを展覧会に取り上げて、工夫をして実施していただいている。特にたかいよしかず展というのはカワラッキーのキャラクターデザインを手がけられた作家さんということで、高浜にもちなんだ作家さんということでございますので、そういった切り口で取り組んでいただいているというふうに認識をしております。

それから図書館の関係でいきますと、入館者数というのは年度で比較しますと増えておりますけれども、5年度が機能移転で4か月ほど休んでいたというところを加味いたしますと、ほぼ横ばいといったような状況でございます。施設ごとに見ていきますと、高取ですとか吉浜のところが減っているといったようなところがございますので、少し読書離れが一部見られるところがあるのかなというふうに評価をしております。

それから275ページの蔵書に関する御質問でございますけれども、図書の購入費は令和6年度については、500万でございます。

それから、どのように選定をしてそろえているかという御質問でございますけれども、蔵書方針として私どもとしては、絵本ですとか児童図書、子供の育ちですとかそういうところを支えるところは特に力を入れるという方針がございますので、そういった方針に基づいて選定のほうを行っております。

問(14) 今お話ありましたように、もともとうちのほうの図書館というのは福祉と、それから児童書に特化させると、そういったような、私がおったときは基本方針でやっとなんだけれども、やはりよそと同じような図書館にしても意味がありませんので、ぜひそういったやっぱり特化させた図書館、そういったのは私は絶対必要だと思いますので、その辺のところをこれからしっかりとまた続けてやっていただきたいと思いますのでお願いいたします。

問(12) 資料要求の資料7のところでちょっとお聞きをしたいんですが、本市のこの不登校出現率、これ全国と比べて多い状況にあります。近年も増加傾向が続いているように見受けられま

すが、教育委員会としてどのようにこれ要因を分析されているのか伺います。また、この不登校の子供たちへの支援として、家庭への支援、スクールカウンセラーなどとの連携など、現在のこの取組の中で課題があるとすればどのような点か伺います。

答(学校経営 主幹) 本市の不登校の実態におきましては、増加傾向にあるということですが、それだけではなくて個々の背景や要因も、本人、家庭、学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っていたり、学校に対する保護者や子供たち自身の意識の変化など、社会全体の変化も少なからず影響していたりすることもあると考えております。よって、どのような支援が適切であるか悩むことも多く、事例検討に長時間を要することがしばしばありまして、不登校に関わる問題は難しくなっているという課題であります。ただし、一人一人の個々の状況に合わせて丁寧に寄り添い、不登校支援を継続していくことには変わりありません。

不登校対策につきましては、カウンセラー、スクールソーシャルワーカーの協力も得てはおりまして、個々の状況に合わせて目標を設定し、少しずつ学校に足を向かせる意識を持たせていくという形で進んでおります。

課題というところでありますが、やはりスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの時間数が限られておりますので、相談に乗って作戦を立てて、次の実行に行く、そこまでの間に次の、じゃあその後どういう状況であったのかということをもた学校と関係者でヒアリングしながら、今後の方針をつなげていくときに、やっぱりちょっと小学校においては間が空いてしまうという、ときに応じた作戦というのが若干難しいというところもありますので、この時間数、勤務時間数につきましては今後も引き続き県教委に強く要望し続けていく考えであります。

問(12) 不登校によって学習面での遅れ、これを補うための取組、また学校に戻るための環境作り、これはどのように進められているのか。さらに学校に通えないことによって、学校での健康診断は受けられないことになるかと思うんですが、これの対応をどのように行われているのかお聞かせください。

答(学校経営 主幹) 学習面の遅れにつきましては、別室登校ができるお子さんにとっては、中学校においては、校内支援センター、小学校においては、保健室登校、別室登校というところで、教室に入れなくても個別対応というところも行っております。また、小学校においては、既に別室登校、保健室登校など実施はしておるんですが、やはり高浜市にとっても大きな課題である不登校ですので、予算とか人員の状況を見ながらではありますが、可能なところから、小学校における校内教育支援センターの設置についても準備を始めております。

健康診断につきましては、お子さんが登校できたときに速やかに実施できるようにしておりますし、健康診断がこの日にありますよということで、保護者の方、お子さんに前もって連絡することで、見通しを持って準備をしてもらうような働きかけもしておりますが、難しい場合は、登校できたときに個別で対応するということをしております。

問（12） 健康診断なんですけど、例えば学校での受診ができない、だったら外部の民間の医療機関で受診するとかそういった対応というのは。

答（学校経営 主幹） 検査の種類によっては保護者の理解も得ながら、直接市内の病院のほうに行って検査をしていただくような依頼をしております。

問（13） まず今の不登校の話なんですけど、やはり、資料の7を見ていただくと、すごいですよね、ちょっと増えてる、全国的より多いというわけではなくて本当に特に小学校多いなっていうところで見ると、令和6年度これちょっと数字が出ていないんですけど、結局令和6年度も同様に多いっていう理解でいいのかなと思うんですけど、そのあたりの御答弁と、このときまだ横棒になってるのでまだ出てないんですけど同じく多いのかなっていうところと、あと今柴口委員の話で、結局何で高浜の不登校が多いのかっていうその検証っていうのが御答弁でなかったのかなって思うので、そこはやっぱりちょっと分析すべきところだと思うんですけど、その理由をまず教えていただきたいのと。

それから243ページ、10款1項1目教育委員会運営事業の委員等報酬ということで54万円。これは名称が教育委員会委員になってるんですけど、どのような会議体に対する委員の報酬になってるんでしょうか。多分これ総合教育会議も入ってるのかなと思うんですけど、総合教育会議についてなんですけど、これについても傍聴については告知をされてるのかされていないのか、ホームページにも載ってないような気がするんですけどそのあたりを教えていただきたいのと、本来であれば議員のほうには個別で案内いただけたらと思うんですけど、なかなかないものから、そのところを教えていただきたいと思います。

それからその下の印刷製本費の「高浜市が育てていきたい生活習慣・学習習慣」推進のためのカレンダー、これが御家庭においてどのくらい活用されてるのかっていうのは把握されているのかどうかっていうところと、今GIGAスクール構想ということで1人1台iPadとか持つるので、このカレンダーを作る意義っていうのを教えてください。

答（学校経営 主幹） 不登校関係資料の小学校における数値が入ってないところにつきましては、全国、また愛知県が今取りまとめているということで、10月頃に、まだちょっとまだ来てな

いんですけども、結果が報告されるということで、ここは未記入になっております。愛知県の生徒指導担当者会という会合でいつも示されておりますので、10月中下旬に出てくるのかなというふうに認識しております。

なぜ高浜市がというところなんです、やはり先ほども申し上げたとおり、本当に個々の背景要因がそれぞれに絡み合って、なかなかこれだというところを絞り切れてないというところがあります。ただ、学校は、まずこれからやってみようというところでアプローチをかけ、もしそれでもなかなか効果が出なかった場合には、また関係者が集まって次のアプローチはこういうふうにしていこうというところで保護者の方の協力を得ながら、サポート体制、また働きかけは継続しているという段階であります。

続いて、カレンダーの各家庭の活用どこまでというところにつきましては、アンケート等取っておりませんので把握はしておりませんが、ある学校のPTAの代表の方々からこのカレンダーについて、市の園や学校の取組が分かりやすいし、親子で向き合う機会を生み出せていて、とてもよいという意見はいただいております。また、iPad等が普及している中でこの意義ですが、高浜市は教育基本構想で狙っております自分、仲間、地域の幸せのために学び続ける子供、この育成に迫るために、自分で考え判断し、行動していこうという主体性をつけていくことを狙っております。そこでやはり1人1冊、紙媒体で配布しているからこそ、子供たちが自分の行動目標をそこに直接書き込んだり、振り返ってシールを貼ったりして自分と向き合って、自分ごととして捉える機会を設けることができているというふうに考えております。電子化、確かにあるかも分かりませんが、そういった自分ごととして扱ったり、活用するといったときに、電子化は一部の操作できる子供たちにとっては効率かもしれませんが、やはり私たちは全ての子供たちが自分ごととして向き合ったり、またそれを親子で向き合ったりして、家庭、学校、本人、三位一体で高めていくということになっておりますので、紙媒体ならではの意義を感じてやっております。

答（学校経営） 主要成果説明書の243ページ、委員会等報酬でございますが、こちらは教育行政を審議し、基本方針や重要事項を決定している教育委員会の委員の報酬となっております。委員会につきましては、告知のほうをしております。

問（13） ちょっとよく分からないんですけど、総合教育会議は教育委員会の委員の中に入っているんですか、そういう理解になるのでしょうか。この54万円っていうのが、教育委員会委員への報酬なんですけど、総合教育会議の会議も入っているのかどうか、そのあたりを教えていただきたいのと、次のページ、10款1項3目の部活動の指導謝礼についてお伺いします。これ今まだ

中学校のみっていうことなんでしょうか。部活動の種類、高中・南中それぞれと、それから講師の数それぞれ、それから今のこの謝礼はどのような計算方式っていうか、お渡しするような金額、どのような形で積算されてお渡しできてるのかっていうところについて教えていただきたいのと、昨年度と比べて増えてるのか減っているのか、部活の種目が増えているのか、講師も減ってるのか増えているのか教えていただけたらと思います。

それからその下の委託料なんですけど、魅力ある学校づくり事業委託。令和6年度は、誰がどなたに委託をしてどんな内容であったのか教えてください。

答（学校経営） 総合教育会議でございますが、こちらについては教育委員会とは別の会議となっております。

答（学校経営 主幹） 部活動のことです。小学校は部活動を実施しておりませんので、中学校のみとなっております。中学校の部活動の種類ですが、高浜中学校は、ソフトボール、女子テニス部、男子バレー、女子バレー、男子卓球、女子卓球、剣道、柔道、吹奏楽、吹奏楽に2人ついておりますので、高中で10人です。南中学校は、野球、剣道、男子卓球、女子卓球、吹奏楽、男子バスケの6名であります。これが講師の数です。今の謝礼につきましては、単価1,100円としております。これは昨年度と比べて、令和5年度は600時間、令和6年度は1,180時間ということで増加をしております。

答（学校経営） 続きまして、魅力ある学校づくり事業の委託先でございますが、こちらは高浜市の小中学校長会でございます。一者随契で行っております。

問（13） 答弁漏れで、校長会ってどのような内容なんでしょうか。委託してるのは教育長なんですか。委託先が校長会ということでしょうか。ちょっとよく分からなかったのもそこ、あと内容がよく分からなかったのと、あと、総合教育会議っていうのはこれは報酬とかはないんですかね。さっき教育委員会じゃないとおっしゃったと思うんですけどどこになるんですかね。ちょっとよく分からないんですけど担当の方がお答えいただければありがたいんですけど、私てっきりここに入ってるのかなと思ったんですけど、これは結局教育委員会委員の会議、教育委員さんへの会議だけになってるのかなと思うんですけどそういうことでしょうか。

あとまだ答弁漏れがあって、結局その部活動の外部指導者、講師の人数、増えてるのか減ってるのか、令和5年度と6年度どこが増えてるのか、どこが減ってるのかっていうのと、あと単価1,100円っていうことなんですけど、単価は変わっていないかどうかの確認と、時間が約2倍には増えてるんですけど、これ個々にその部活動の種類というか活動内容によって、個々に何時間、

月に何時間なのか年何時間なのか、そういう契約でしょうか。

答（学校経営 主幹） 人数は変わっておりません。時間数を増やしております。部活動ごとに単価を変えているというわけではなくて、学校ごとに外部指導者のいる数に合わせてそれぞれ高中、南中の部活動の数、それぞれの部活動につく時間が均等になるようにということで時間は配分をしております。（後述訂正あり）

答（学校経営） まず初めに総合教育会議でございますが、こちらは教育委員会とはまた別の会議となっております、報酬のほうでございますが、同日にやっておるのでこちらの中に含まれるという形になっています。

2点目の魅力ある学校づくり事業委託でございますが、こちらの委託先でございますが、高浜市小中学校長会でございます。中身といたしましては、魅力ある学校づくり事業は市内小中学校の各校長の指揮下におきまして、魅力ある学校づくりを推進するものとなっておりますのでこちらの事業内容となっております。

問（13） よく分かんないんですけど、結果的にこれは学校の先生がやられるってということですか。その講師というか何かよく分からないんですけど、内容もよく分からないので教えてください。

答（学校経営 主幹） 魅力ある学校づくり事業委託の大きな柱は、各学校のそれぞれが持つ研究テーマに従って、どの学校もメインはやはり質の高い授業づくり、これに向けて強化部会であったり、学年部会であったり、協働して授業づくりを検討しているというところであります。ある学校につきましては、道徳事業について高めていく、ある学校につきましては、学級づくり、集団づくりというところの質向上をテーマに取り組んでいたりします。その際に、やはりその専門的知見を持つ大学の先生を講師に招いて、授業を参観していただいて、研究協議で御指導いただくというところが、多くの学校の取組であります。

問（13） いわゆる講師の派遣をお願いするような委託っていう考え、感じなんですかね、今の話でいくと。だから逆に言えば、例えば学校ごとに今回こういう研究をしたいとか、こういうところを深めたいとか、こういうところが我が学校では問題があるからこういうところについて講師をつていうことで、自ら学校の先生がそういう勉強したいっていうテーマを決めて自ら講師を探してやるっていう感じではないっていう理解でいいんですね。そこはちょっと確認したいのと、あと 248 ページの 10 款 2 項 1 目の委託料、高浜小学校等維持管理業務委託 2,599 万 1,480 円。これについてほかの学校の業務委託がこの下に入ってるのかなと思うので、どれが入ってるのか

よく分かりませんので、ここに当たるほかの4校の委託料の総額を教えてくださいたいと思います。

それからその下の牛乳パックのリサイクル処理業務委託なんですけど、結構いい値段がかかったらうなっていうところなんですけど、やっぱりCO₂削減とかいろんな物をリサイクルしようということで牛乳パックではなくて、牛乳瓶で牛乳を提供している学校とか全国見るとあるんですけど、そういう協議はされなかったのか。牛乳、うちだとこの辺で買うと牛乳瓶のがどうしても1つ当たり高くなっちゃうからパックにしてるよっていうか、どういうふうなことなのかなっていうのを、協議してないなら協議してないで結構です。

それからその下の小学校一般・給食廃棄物処理業務委託、これについても一者随契かなと思うのでその理由と、それから、やはり残食っていうか、それについては堆肥化をするっていうことで全国では見える堆肥化っていう、子供たちに教育の一環として見える堆肥化をしてくっていう流れが非常に大きくなってるかと思うんですけど、この高浜衛生さんの廃棄については最終的にどのようなになっているのかとか把握してれば教えてください。

それから250ページの10款2校1目の小学校給食運営事業の委託料を高浜市総合サービス、こちらについての多分これも一者随契そのままだと思うんですけど、随契理由と、それからこれ金額の妥当性についてどのようにこの金額になったのか教えてください。

答（学校経営 主幹） 先ほどの魅力ある学校づくりの講師を選ぶというところでありますが、先ほど申し上げましたとおり、各学校の研究テーマ、追求していく内容によって講師を選出しておりますので、その学校の職員がどこかの研修会に参加したときに話を聞いて、この先生いいなとか、これまでのつながりで一緒に授業づくりに取り組んだ先生を選出しておりますので、学校自らが講師を選ぶという形にしております。

答（学校経営） まず初めに高浜小学校維持管理業務委託料についてのお答えさせていただきます。この中でほかの小学校に入っている委託料でございますが、全ての学校が入っているという形にはなりません。

続きまして、小学校牛乳パックリサイクル処理業務でございますが、牛乳パックのリサイクル方法等を検討してるかっていうことでございますが、こちらは検討してはいないのですが、来年度に向けてストロー等どのような形で処分していくかっていうことについては、業者と今の段階では打合せを行っておる段階でございます。

続きまして、小学校一般・給食廃棄物処理業務委託料でございます。こちらは高浜衛生と一者

随契となっております。

続きまして、小学校給食調理業務委託料でございます。こちら高浜市総合サービスとの一者随契となっております、令和6年度は金額的な比較は行っておりませんが、令和5年度の予算編成時に他社と見積もりの比較をしたところ、著しく有利な価格であることは確認しております。

答（学校経営 主幹） 先ほど外部指導者の数の推移といいたいまいしょうか、変更があるかないかと私は先ほど令和5と令和6は変更ないと言ってしまったんですが、確認しましたが間違っておりますので、訂正をさせていただきます。

外部指導者の数が令和5年度が高浜市で13人であったところ、令和6年度は16人になっておりますので3人増加でありました。

問（13） 高浜小学校等維持管理業務委託にこれ全部入ってるってことなので、そうするとこの表でいくと受託者があおみが丘コミュニティなんですけど、ほかの学校もそうなんじゃないのかどうなのかよく分からないのと、高浜小学校の維持管理業務委託料とほか4校の維持管理業務委託料、それぞれ教えてください。

委員長 倉田委員、ここは高浜小学校のみじゃないですか。高浜小学校等維持管理事業委託なので。

問（13） 私もそう思ったけど、ここに今入ってるっていうようなことをおっしゃったんですけど、そういう理解ではない。どういう意味ですか。

答（学校経営） 維持管理でこの委託料でございますが、高浜小学校等維持管理業務委託料以外の部分につきまして、他の小学校も入っているという回答でございます。

委員長 全体の中に入っている、委託料の中に入ってるってことですね。

答（学校経営） はい。

問（13） ちょっとなかなかよく分からないんですけど、高浜小学校の維持管理業務委託料が2,599万1,480円ではないということですかね。何が知りたいかっていうと、結局高浜小学校の維持管理料と、ほかの4校の維持管理料の比較をしたいので、令和6年度はどうであったかっていうのを聞きたいんですね。もし小学校ごとでは多分なかなかあれなので4校合わせた金額でもいいので、それと高浜小学校の維持管理料がどう違うのかっていうところを教えてくださいたいんですけど。

答（学校経営） 高浜小学校については、PFI事業の中で予防保全の考えに基づきまして、15年間の維持管理を受託していただいておりますが、ほかの小・中学校では実施していない保守項

目や他の小・中学校ではない設備の保守項目がありまして、単純に比較はできないものと認識しておりますが、各学校個々の維持管理費は把握できておりませんが、令和6年度決算で高浜小学校以外の小学校4校の維持管理費は、約2,129万円ほどとなっております。

問(13) 本当にPFI事業って分かりにくいと思うんですけど。252ページの10款2項2目の小学校教育振興事業についてお聞きしたいと思います。庁用器具費、それから図書購入費、これは近隣自治体と比べてどれぐらいなのかっていうのを教えていただきたいなと思います。近隣自治体並みなのか、それとも少ないのか。多分これは生徒数とか学校規模によっても違うと思うので1人当たりとか学校ごとでもいいので分かる範囲で教えていただけたらと思います。

中学校も同じように業務委託、高浜市総合サービスさんとか、牛乳パックのこととかいろいろあるんですけど、同様ということでよろしかったんでしょうかっていうところで、特に給食の調理業務委託ってすごく大きいもんですから、こちらも同様に先ほどおっしゃったように令和5年度の予算編成時のときで著しく安かったということなんですが、著しくっていうところなんですけど、小学校・中学校合わせて何割程度でこの金額になったということなんでしょうか。

答(学校経営) まず初めに、主要成果説明書の小学校教育振興事業でございます。こちらの庁用器具費等についての御質問でございますが、近隣市の状況は把握しておりませんが、令和5年度の教材費、決算額調べの結果におきまして、全国平均の1校当たりの教材費は約264万円ほどで、高浜市は5年度決算で約367万5,000円ほどとなっております、全国平均を5年度で比べますと、全国平均を上回っている状態となっております。

続きまして、小中学校の給食調理業務の金額の比較でございますが、他社と比べたところ、小中合わせまして2,070万円ほど高浜市総合サービス株式会社のほうが安い状況となっております。

問(13) 今って合わせて1,000万ってことですよね、多分中学校と小学校を合わせた金額。そうすると約、合わせると、1,000万っていうとなんか著しい、著しいというのが、多分大体入札とかすると3割ぐらい下がるっていうのが私の中では頭にあるんですけど、ちょっとそこは少ないのかなと思うんですけど、そのあたりどういうお考えなのかっていうのがあればお願いしたいのと、あと260ページの10款3項2目の就学援助事業の中学校のほう、これ対象者が減ってるっていうことで、非常に今これだけ物価高でなかなか給料上がらないんですけど、多分基準は変わっていないと思うもんですから、これ対象者がなぜ減ってるのかっていうところをどのように分析されているのかなということについてお聞かせいただきたいです。

それから、10款4項1目の幼稚園維持管理事業の幼稚園用務員業務の高浜市総合サービス。こ

ちらにつきましても、一者随契だと思いますので、詳細な随契理由を教えてくださいたいのと、同じここも牛乳パックリサイクル処理業務費用ということで、これも一者随契なんですかね、どうなんでしょうか、そこのあたり教えてくださいたいのと、幼稚園なので瓶だと危ないとかいろんな考えがあるかと思うんですけど、そのあたり何か検討されているのかどうかっていうところを教えてください。

答（こども育成） 用務員につきましては、随契理由は施行令の167条の2の第1項第2号に該当し、その性質または目的が競争入札に適さないものとして総合サービスと一者随契を行っております。理由につきましては、先日保育園のほうでも御説明させていただきましたように、実績等もあることながら多分にその契約の相手方が、いわゆる市内の従業員を多く抱えている、市内の雇用を創出している会社であるというところの中で、政策的な理由もあるというふうに考えてございます。

また、牛乳パックのリサイクル業務委託料につきましては、やはり学校の契約と合わせて回収のほうをしていただいております、学校と同様の手続を行っております。

答（学校経営） まず初めに小中学校の給食調理業務の著しく有利な価格ということでございますが、こちらは時価に比して著しく有効な価格ということで一般的に品質、性質等が他と比較して問題なく、かつ、予定価格から勘案しても競争入札に付した場合より、誰が見ても遥かに有利な価格で契約できる場合ということで、こちらの時価に比べて著しく有利な価格ということを判断しております。

続きまして、主要成果の260ページ、中学校生徒就学援助事業の扶助費でございます。こちらの増減理由といたしましては、全体的な認定者数は減少しておりますが、令和5年度において修学旅行費に対して全国旅行支援援助1万円が適用されたことにより、支給額は増加しておる状態で認定者数が減少しているという状況でございます。

問（13） 就学援助費については基準を若干変えていただいたと思うんですけど、それによる効果っていうのがあまり見られないのかなと思うんですけど、何か基準を変えたことによる周知っていうのは特別されてないっていうことでしょうか。ちょっとそこ確認したいなっていうのと、あと265ページに行きます。10款5項2目の生涯学習施設管理運営事業の委託料、吉浜交流館指定管理についてお伺いしたいと思います。ここをあえて指定管理にしたメリットっていうのを聞きたいんですけど、指定管理にすることと委託にすることに関しての積算の差額っていうのはどれぐらいであったのかっていうことと、それからこの自主事業とその内容による収入が幾らで

あったのか。結局、その自主事業を多くやることによって指定管理を下げるっていうのが指定管理に対するメリットになるので、本当にそのメリットがあったのかどうかお聞きしたいと思います。それから、経費節減についてもどのような節減効果があるのか、指定管理によって。そこもお聞きしたいと思います。

それから、その下の女性文化センター及び春日庵の指定管理についてもなんですけど、ここはいわゆる女性文化センターの条例に基づく事業をされてるかどうかということなんですけど、一回県が主催の何かされたのかなと思うんですけど、あくまでもそれは高浜市総合サービスさんが主催ではないのかなと思うんですけど、そのあたり、総合サービスさん自身が主催したものによる収入というのがどれぐらいあったのか、事業はどんなものがあったのか、先ほどから言っている指定管理にあえてするというメリット、それから同様に春日庵についてもどのようなものであったのか教えてください。

答（学校経営） 要保護及び準要保護生徒就学援助費を要綱を一部改正したのですが、この内容といたしましては、ふたり親世帯の認定基準を 1.0 以下から 1.2 以下に改定をしました。その結果、令和 5 年までの基準と比較しますと、小中合わせて 31 人が新たに認定者となったという結果となっております。

答（文化スポーツ） 主要施策成果説明書 265 ページで吉浜交流館の指定管理者、女性文化センター・春日庵の指定管理について御質問をいただきました。まず、指定管理者制度の導入のメリットというところで、これは令和 5 年の 12 月議会の指定の御議決をいただくときにも答弁をさせていただいてるかと思いますが、公の施設を管理するに当たって業者のノウハウを生かして住民サービスの向上というものを目指していくというようなところで、総合サービスの長い経験を持って施設管理を行っていただいているという中でしっかりと管理運営をしていただいているというふうに考えております。

それから、指定管理料と直営でやったときの委託料との差がどれぐらいあるか、積算をしているかというところでございますけれども、ちょっと記憶にございませんが、たしか令和 5 年度に募集を行っておりますけれども、そのときにこれまでの実績というようなところでそういった数字のほうもお示しして募集をしていたかと思います。

それから、自主事業という御質問でおそらく講座についての御質問だと思いますけれども、講座については、まず吉浜交流館のほうが定期講座として「ソフトピラティス」、それからワンデー講座として新規の講座で「毛糸で遊ぼう」、それから「まちのケーキ屋さんとおやつ作り」と

いった親子で楽しめるような講座というものを新たに企画をされております。吉浜交流館のほうの受講料の収入としては7万500円。それから女性文化センター・春日庵のほうの講座でございますけれども、定期的な講座として「実用書道」、それからワンデーの講座ということで「スクラップブッキング」と新規の事業で「型にとらわれない自由な生け花」という講座を行っておりますけれども、こちらの受講料についてが5万3,700円ということでございます。御質問の趣旨が自主事業という言われ方をされたので、今講座のことと介してお答えをしましたがけれども、自主事業といった場合、用語、様々な用語がありますけれども、いわゆる募集要項ですとか仕様書に定めたような協定書記載外の独自事業のことを言うということであれば、それは必ずしも行わなければならないというものではないというふうに認識をしております。

問（13） 今、吉浜交流館の受講料7万500円ということなんですけど、これ歳出は幾らなんでしょうか。それから春日庵のほうも5万3,700円ってことですが、歳出は幾らなんでしょうか。

それから女性文化センターにおいては、いわゆる条例に基づくような自主事業はなかったってことでしょうか。そこを確認したいと思います。やはり指定管理でやる以上、先ほど言ったようにしっかりと運営していただいているっていうのは、これは別に委託でもできる話なので、なぜそこをあえて指定管理にしているかっていうところをしっかりとここで説明をしなければ、私は指定管理にする必要はないと思ってるんですけど、そこをはっきりなぜ指定管理にしているかっていうところのメリットについてしっかり述べていただきたいと思いますのでお願いします。

答（文化スポーツ） 3点御質問いただきました。まず、講座についての実際に支出した費用というところでございますけれども、吉浜交流館の事業については9万662円、それから女性文化センター・春日庵の事業については7万9,434円となっております。

それから2点目で、女性文化センターの設置目的に沿った事業を行っているかというところでございますけれども、設管条例の1条のところにも、女性の多様な学習需要に応え、女性の交流を図り、というような規定がございます。先ほど申し上げたような講座というところは、かなり女性の参加も多いという中で講座の様子を拝見しますと、ただ単に学ぶということだけではなく、その中でいろいろ交流も行われているというところで、条例の設置目的に沿った事業を行っているというふうに認識をしております。

それから、3点目の指定管理者制度のお話でございますけれども、まずこの吉浜交流館、女性文化センター・春日庵いずれもこれ公募をして事業所を選定しているというところで、結果として一者だったというところはございますけれども、指定管理者の制度のそもそものメリットとし

ては、業者の持つるノウハウを生かした施設管理運営、それからコストのメリットがあるかどうかといったようなところが挙げられるわけですが、そういった基準に基づいて選定をした上で今、管理を行っていただいているというところでございます。

問（13） よく分からないんですけど、春日庵における、先ほどから言ってらっしゃる講座というのは、いつどのようなことが具体的に行われたのか教えてください。

答（文化スポーツ） 春日庵におきましては、新規の講座ということで、「自由な生花」という講座のほうを実施しております。

問（13） 女性文化センターです。ごめんなさい。間違えました。

答（文化スポーツ） 昨年度は、先ほど申し上げましたけれども定期講座として「実用書道」、それから「スクラップブックング」と言いまして、思い出の写真を使ってそれに装飾を施すというものづくりの講座のほうを行っております。こうした実施成果を踏まえて、今年度の事業についてはまた新たな講座のほうを今、検討実施をしているというところでございます。

問（13） 女性文化センターでのその事業に対する歳入歳出について教えてください。

答（文化スポーツ） 先ほど申し上げたとおり、受講料としては、内訳のところまで出ておりませんが、女性文化センターと春日庵の講座を合わせて5万3,700円、それから支出が7万9,434円でございます。

問（13） 合わせてってことですね。分かりました。

274 ページ、10 款 5 項 5 目についてお伺いします。かわら美術館・図書館（本館）ということで、入館者数5万9,664とあるんですけど、このかわら美術館・図書館だけに入ってくる人のカウントってどのようにしているのかっていうことと、あと、この人数っていうのはどの人数に値するのかな。としょびあとかは入口にセンサーがあって通るたびに1、2ってカウントされるみたいなんですけど、この本館自体のところにそういうセンサーがあるのかどうか、どういうカウントをされてるのかなっていうのがよく分からないので教えていただきたいのと、あと、としょびあについてなんですけど、としょびあについては、学習室を借りた人のカウントも入っているのかどうか、それからこれ学習室が入ってないとしても学習室を使うためには、としょびあのカウンターに行かないといけないんですよ。そうすると、1、2ってカウントされちゃうこともあるもんですから、そのあたりどういうふうカウントされてるのかなっていうのをお聞きしたいのと、あと先ほど展覧会の目標人数ということをおっしゃったんですけど、あと費用をかけずに事業を行いましたよってことで、それぞれのまず事業費についてもお聞かせいただきたいと

思います。とりあえずそこまでお願いします。

答（文化スポーツ） 主要施策成果説明書 274 ページ、10 款 5 項 5 目について、3 点御質問をいただきました。

まず 1 点目、本館の入館者数のカウントの方法ということでございますけれども、玄関のところに自動センサーがついておりますので、その人数を記載しております。

それから、2 点目のとしょびあの人数ということで入館者数につきましては、2 階のラウンジのところと 3 階のところの出入口の 1 つのところにセンサーがついておりますので、そちらをカウントしております。ですので、学習室を利用するときに 2 階のカウンターにいらっしゃるところも数字に入っております。

それから 3 点目、展覧会の事業費ということでございますけれども、令和 6 年度については 909 万 7,120 円でございます。

問（13） 今、カウンターの話なんですけど、学習室を使う場合はカウントはそこは別でしてなくて、いわゆるとしょびあの自動センサーによるカウンターでカウントしてるっていう理解なのかなと思うんですけど、それだと学習室に行く人っていうのはまずカードを借りに行くので 1、2 って 2 回カウントされるんですよ。今度、返すときで 1、2 ってことで、4 回カウントされるっていうことなんですよ。大体、2 で割るって前にお話あったものですから、それで 2 で割ると結局 2 人になっちゃうんですよ。そこはだからそのままカウントされてるっていうことなのかっていう、そういう理解でいいですねっていうところと。あと、前から言ってるように、昔の図書館は職員の方が出勤してきて、入るところは玄関じゃなかったからカウントもされてないかなと思うんですけど、結局、職員がこの場所出たり入ったり出たり入ったりっていうのはトイレに行ったり、それから休憩で出たり入ったりするっていうか、それも全部多分カウントされてると思うので、その確認と、だからいわゆる純粋にカウンターの数ですよっていうところを確認したいのと。それから事業費について、909 万円ってことはこれ今 3 つの企画展の事業費っていうことでよろしかったのかっていう確認と、それからそれぞれの企画展の有料観覧者数と無料観覧者数のそれぞれの人数、それから令和 6 年度の無料券の配布枚数についてもお聞かせください。

答（文化スポーツ） 3 点御質問いただきましたけど、まず 1 点目のとしょびあの人数の数え方、カウンターについての御質問ということで、学習室を使う場合、ちょっと今 4 回カウントしているというような御指摘かと思いますが、仮に使いたいというふうにお申し出になるときに、

終わりましたというところでございますので4回ということはないというふうに認識をしています。なお、また学習室の利用人数についてはまた別でカウントのほうは、この入館者数ということではなく学習室単体での利用人数で別と把握しております。

それから2番目の御質問で、職員とかも通っているんじゃないかというような御質問でございますけれども、1番目の質問とも重なりますけれども、センサーはついてはいますけれども、そこが全ての人数を、センサーのそばを通る方たちばかりではございませんので、あくまでも開いたオープンスペースのところですので、人数を把握する手立てということでセンサーをつけておりますけれども、センサーでカウントできない分も当然あるというふうには認識しておりますので、あくまで目安ということでこのようなカウントのほうをしております。

それから、3点目の企画展の費用についてということで、先ほど御答弁申し上げたのは3本の展覧会の合計額でございますけれども、まず有料観覧者数のところを申し上げたいと思います。まず「ヤマザキマリ展」が有料が5,695人、それから、「たかいよしかず展」が有料が2,053人、美術鑑賞の「さしすせそ」が有料が1,242人ということで、観覧者数から今申し上げた人数を差し引くと無料ということでございますけれども、中学生以下のところは無料になりますので、無料については招待券配布と中学生以下の人数が入ってくるというところでございます。

それから、招待券配布の基準ということで、今資料のほう持っておりませんけれども、PRに御協力いただけるような場合、例えば他館の博物館や美術館にポスターを掲示していただくのですとか、あと資料とかを借りたりする場合にはそういう借用で御協力いただいた方、あるいはマスコミの方、そういったところに招待券を配布して、PRの御協力ということでお渡ししているというふうに認識をしております。

問(13) 私、無料券の配布枚数を聞いているので、配布枚数、別にどこにやってるかじゃなくて配布枚数を聞いていたので、そこ御答弁がなかったのと、あと無料観覧者数の小学生、それから招待券それぞれ何枚なのか教えていただきたいのと、あと無料券の払出しの許可っていうのはこれ誰の決裁で行っているのか教えてください。

答(文化スポーツ) 1点目の無料の配布枚数というところは、今、市のほうでは把握はしておりません。

それから2点目の御質問で、招待の人数と子供の人数ということでございますが、中学生以下の人数のほうを申し上げます。「ヤマザキマリ展」が335人、「たかいよしかず展」が1,364人、美術鑑賞の「さしすせそ」が66人というような状況でございます。

3点目の招待券の配布、誰がどのようにというところでございますけれども、指定管理者のほうで判断をして配っているというところと、一部、市のほうにもPR、協力してほしいというようなどころでお預かりしている分がありますので、それについては市のほうでPRに資するようなことがあればということでお渡しをしております。

問（13） モノコトギャラリーの観覧者数が通年ということでは出てるんですけど、モノコトギャラリーだけでこれカウントできてるってということなんですかね、カウント方法がよく分からないのと、結局、大体ほかの企画展に行ったついでに行くって方が多いと思うので、もしカウントされてモノコトギャラリーの観覧が何人かっていうことを教えていただきたいと思います。

それから、先ほど美術館の事業費が909万円ということだったんですけど、まず令和6年度の実美術館と図書館それぞれの指定管理料が幾らと幾らになっていて、そのうちの人件費が美術館、図書館それぞれ幾らなのか、それから維持管理費等も幾ら、幾らなのか、それから事業費が美術館が909万円ですかね。で、図書館はあるのかなのかよく分かりませんが、それぞれお答えください。

答（文化スポーツ） 2点、御質問いただきました。モノコトギャラリーのカウントの方法ということでございますけれども、こちらにも出入口にカウンターがついておりますので、こちらで把握をしております。それから、企画展を見たついでに御覧になるという方も確かにいらっしゃると思いますけれども、当然、企画展をやってない期間もございますので、そういった方も御覧いただいているというふうには認識をしております。

それから2点目の指定管理料、事業費に関する御質問でございます。まず、美術館機能についてでございますけれども、指定管理料は光熱水費を含めて9,508万8,803円。それから図書館機能については、同じく光熱費を入れて6,818万4,960円。維持管理に関する費用が2,997万、失礼しました、今申し上げたのは事業費でございます。維持管理の事業費が2,997万8,588円でございます。

指定管理料につきましては、美術館機能が6,540万円、図書館機能が6,758万円、維持管理が2,997万8,588円。それとは別に光熱水費が1,622万7,572円ということでございます。

問（13） 今のお答えの仕方って何が何だか分からないものですから、まず美術館と図書館のそれぞれのまず指定管理料を言ってください。最初に言った金額と後に言った金額が違うのでそこをはっきりしていただいて、その中で人件費がまずそれぞれ幾らなのか、それから維持管理費、いわゆる光熱水費を含めた維持管理費が幾らなのか、それから事業費が幾らなのか、これを分か

りやすくお答えください。今の答えだと何が何だか分からないので、これ後でも結構ですのでしっかりお答えください。

それから、これ博物館法の博物館を外した場合、費用がどのように抑えられるかが試算されていたら教えていただきたいのと、項目とか金額、それぞれ細かく教えていただければと思います。

それから、これ第3駐車場の利用実績、令和6年度されたかどうか。それから第3駐車場の賃料、幾らなのか。それからもう一個のほうは多分固定資産税の免除、2か所分かれて契約されているかと思うので、そちらどれぐらいお金、いわゆるあそこの経費っていうのがどれぐらいかかっているのかについてお聞かせください。

答（文化スポーツ） 3点御質問いただきましたけど、まず、機能ごとの指定管理料について申し上げます。美術館機能が6,540万円、図書館機能が6,758万円、施設管理、維持管理が2,997万8,588円、光熱費が1,622万7,572円でございます。それから人件費でございますけれども、美術館機能が3,569万2,009円、図書館機能が3,724万309円、それから維持管理が649万4,459円でございます。それから事業費ということで、事業費というのが御質問の趣旨がちょっと何を指しているのか分かりかねますけれども、先ほど申し上げた数字というのは、美術館・図書館を運営した経費の総合計のところでは申し上げましたけれども、美術館機能が9,508万8,803円、これ光熱費含んでおります。それから図書館機能が6,818万4,960円、維持管理のところは2,997万8,588円ということでございます。

それから2点目の御質問で、博物館法の登録博物館を外すとどうなるのかというところではございますが、その登録博物館であるか否かというところではなく、これ一般的にということになりますが、どのような運営をしていくかというところによって費用というのは変わってまいります。開館日数ですとかどのような企画を行うのか、教育普及事業どのようなことを行うのかということでございますので、単に登録博物館から外れたから幾ら減るかといったようなことの試算はできません。

それから最後の3点目の第3駐車場の利用実績というところで、日々の利用のところについて何台とめているというところの数字のほうは持ち合わせておりません。それから土地については、2つございますけれども、一つは使用貸借契約でございますので無償でございます。有償で借りているものでございますけれども、有償の契約については、114万2,716円でございます。

問（13） 今の金額っていうのは年間ということですか、110何万とおっしゃっているのは。その単位というか、その契約、月なのか年なのかもよく分かりませんし、先ほどからも私本当に

分かりにくい答弁で、人件費が美術館が 3,569 万余、図書館のほうで 3,724 万余、これは合ってますか。先ほどから指定管理料が 2 回言ってるんですけど、2 回違う数字になってるものですから、結局それぞれが幾らかっていうのがよく分からないので、これ再度もう一回言ってください。それから維持管理費についても、それぞれもう一回言ってください。

委員長 金額はさっきも文化スポーツグループリーダーが答えてるので、また詳しく後で分かりやすく、倉田委員が分かりやすいように教えてあげてください。

問（13） 後でいいので、ちゃんと議事録に残るようにお願いします。

それから次の質問に行きます。それぞれ私がお願いしたように答えてほしいです。10 款 5 項 6 目の文化財保護事業についてなんですけど、美術品（考古・工芸部門）ってということで、美術品が 47 品目から 44 品目に減っていて、美術部門は 77 品目から 68 品目に減ってるってことなんですけど、これなぜそういう状況になっているのか教えていただきたいと思います。

それから 279 ページ、10 款 6 項 2 目のスポーツ施設指定管理。こちらについても毎年同じ理由ですか、この随契理由は。変わってるのであれば変わったようにお答えいただきたいんですけど、指定管理にするメリット、いわゆる自主事業がどのように行われ、それによってどれぐらいの歳入があるよっていうことをしっかりお示しいただきたいなと思います。

それから芳川緑地の多目的、こちらについても同じような形の随契理由になるんでしょうかね。そこもお聞かせいただきたいのと、逆に言えば、なぜここだけあえて指定管理でなく委託にするのか教えていただきたいと思います。

それから、学校開放事業につきましても同じようにたかはまスポーツクラブってということなんですけど、こちらについても随意契約だと思いますので、これ変わらない理由は何でしょうか。たかはまスポーツクラブのこれ N P O 法人ですので、令和 6 年度の歳入歳出を教えていただきたいと思います。特に令和 5 年度からの繰越金、基金があるのかどうか分かりませんが、繰越金、それから歳入歳出、それから次年度へ繰り越すお金、幾らになってるのか教えてください。

答（文化スポーツ） 美術館・図書館の指定管理料等については、先ほどお答えしたとおりでございます。

それから 10 款 5 項 6 目という御質問でございますが、おそらくお尋ねになっているのは決算書に記載の備品の現在高に関する御質問かと思います。こちらについては、本来は重要備品である 80 万円以上の備品について報告をするということでございましたけれども、改めて収蔵品のリストと照合したところ、80 万円以上ではないものが含まれているということが分かりまして、

誤記ということで数字のほうを修正させていただきましたが、収蔵資料の点数そのものが変わったということではございません。

それから、10 款 5 項 2 目、279 ページですけれども、スポーツの委託に関する御質問、まず指定管理の御質問でございますけれども、こちらなぜ指定管理制度を導入しているかということについては令和 5 年 12 月の議会の指定の議決のところで御説明のほうはしているかと思えますけれども、たかはまスポーツクラブは、様々なスポーツの知識、資格、経験を持った方たちの集団ということで、専門的なノウハウをお持ちの方が管理を行っているというところでございます。それから今、自主事業という御質問でございますが、おそらくスポーツの体験会、施設を使ってどのようなことを行っているのかというところでございますけれども、昨年度はピククルボールで遊ぼうというニュースポーツのピククルボールの体験会、併せてグラウンドゴルフの体験会というのを武道館と碧海グラウンドで行っております。こちらは参加料を取っておりません。

それから 3 点目、芳川緑地多目的広場でございますけれども、これの随契理由というところでございますが、たかはまスポーツクラブ、今申し上げたとおり、グラウンドですとか様々なスポーツ施設が一元的に管理、運営を行っているというところで、やはりその受付の窓口が一元化されることで効率的な利用調整の施設利用ができるというところで一者随契としております。委託にしている理由ということでございますけれども、ここは市の高浜芳川緑地多目的広場とそういう位置づけ、そういう側面と同時に県のほうの位置づけでいきますと、港湾緑地という側面もございしますので、ですので指定管理ということではなくて委託という形を取っております。

4 点目の学校開放についての一者随契理由ということでございますが、今、芳川の随契理由と同じでございますけれども、スポーツ利用が多いという中で一元化してやっていくことが効率的でよいということでございます。

最後に、たかはまスポーツクラブの経理に関する御質問でございますけれども、これについては、市とは別個の法人の経理ということでございますので、そこについてはこの決算の認定でお話することなのかどうかというところがございしますので、答弁のほうは控えたいと思います。

問 (13) 答弁を控えることのほうがおかしいと思うんですけど、NPO 法人ですのでこれもちろん国のほうにも報告書が上がっていくものですよね。それを今あえてここできちんと明確にさせていただくってことは非常に我々、ほとんどのところがここに委託とか指定管理で随契で…
委員長 倉田委員、ごめんなさい。

問 (13) …それは答えないっていうのはおかしいと思うんですが。

委員長 倉田委員、たかはまスポーツクラブは別法人になってしまうので、ここで市の職員が答えることはすぐわないのかなって。

問（13） だから、そぐうから言ってるんです。それは委員長の意見で、そぐうどころかそれは言わないといけない。

委員長 倉田さんはそぐうかもしれないけど、ここにいらっしゃる今、この行政の方は答えられないって言ってるので、委員長としてもここは答えられないのかなと思うので、そこは質問を変えてください。

問（13） 芳川緑地なんですけど、県の港湾緑地だから委託にしたっていうのが意味が、何で県の港湾緑地だから委託にしかできないのかっていうのが意味が分からないのでそこを御説明お願いしたいと思います。

委員長 倉田委員、あとはいいですか。

問（13） それから美術品については、結局、壊れちゃったとか何かあって不具合があったとかということで品数的にはもうずっとここ何年も変わっていないという理解でよろしいかっていうところと、結局この確認っていうのは市の職員立ち会ってるのかどうか、そこをちょっと確認したいと思っております。

それから先ほどから言ってるその美術館と図書館の維持管理費、これについては、美術館が2,997万円ですか。図書館が幾らですか。そこをちょっと教えてください。ずっと数字だけ言ってたところがあって、何かっていうのが分からなかったの。

委員長 そこは少しゆっくり、文化スポーツグループ、答えてあげてください。

答（文化スポーツ） まず1点目の芳川緑地多目的広場ということでございますけど、指定管理については、公の施設について指定管理をすることができるということでございますけれども、市の施設であるという側面と同時に県のほうの施設でもあるという側面と両方の側面があるということで、それを市のほうが指定管理に一方的にするということはすぐわないというところの趣旨でございます。

それから2点目の美術品の決算書の数字のことでございますが、先ほど申し上げたとおり80万円以上の拾い出しのところに誤りがあったということで総数は変わってございません。資料の確認については、節目のところで台帳と照らし合せて確認をしているというところでございます。

それから最後に、美術館・図書館の維持管理経費ということで、私のほうがいわゆる本館の経

費と附属施設の経費とそれぞれの経費というふうで今、受け止めをさせていただきましたのでそこをお答えさせていただき…

「違う…」と発声するものあり。

委員長 倉田委員は何を聞きたいですか。

問（13） だから、美術館と図書館のそれぞれの指定管理料に含まれている、それぞれ美術館が維持管理費が幾らで、図書館が幾らなのかっていうところを聞いてるんです。

委員長 全体をお願いします。

答（文化スポーツ） そうしますと、そもそも本館の中には美術館機能と図書館機能とあるわけです。なのでそれを明確に分離するということはできませんので、先ほど御答弁申し上げた維持管理の合計額のうち、本館に係る経費と附属施設の経費ということでお答えしたいと思いますけれども、本館の維持管理経費が 1,885 万 1,564 円、附属施設が 124 万 5,704 円でございます。

問（13） そうなると、では美術館の維持管理費っていうのは、そこからこの 1,885 万 1,564 円を引いた金額になりますので、それが幾らになりますか。

答（文化スポーツ） 美術館・図書館は本館と附属施設のところに維持管理経費を要しているわけでございますけれども、今申し上げたとおり、本館、美術館機能と一部図書館機能を含みます。本館の数字が今申し上げた 1,880 万円ほど。それから附属施設、いわゆる旧図書館、郷土資料館、こちらのほうが 124 万円ほどということで御理解いただければと思います。

問（13） そうなると、いきいき広場の維持管理費はどうなってるんですか。どこに含まれてるんですか。

答（文化スポーツ） いきいき広場の中はサービスポイントというふうに位置づけておりまして、維持管理のところは行わないというような形になっております。そこに対しての経費ということがございません。

問（13） 美術館について最後聞きたいんですけど、これ身の丈に合った美術館だと思いますか、美術館運営も含め、そこを最後、聞きたいと思います。

それから 281 ページ、10 款 6 項 2 目の生涯スポーツ費負担金のところの高浜シティマラソン負担金、今回負担金って変わってるんですけど、これ事業費自体の歳入歳出は幾らであったのか、それからそれに対してのこの負担金のこの金額っていうのはどのように積算されてきたのか教

えてください。

答（文化スポーツ） まず2点御質問いただきました。美術館・図書館の運営ということで、これについては過去にも一般質問で何度もお答えしているかと思いますが、もともとは展覧会重視というような形だったのを運営方針を変え、開館日数や開館時間数を見直し、費用を削減しながら今日に至っているというところがございます。先ほど、美術館機能のどれぐらい事業費としてかかっているかというところも申し上げましたし、展覧会の経費のところも申し上げましたが、一例でいきますと展覧会の経費、先ほど900万ぐらいかかっているよということを申し上げましたが、実際の観覧料収入は600万ほど入っておりますので、差引きすると300万円ぐらい、というと市の負担として300万円程度である3本の展覧会ができているというところでございますと、こういった効果的、効率的な企画実施というのは他館ではなかなかできないことであるというふうに評価しております。ただし、近年、物価高騰、人件費のベースアップ等々、様々な要因はございますので、これまで見直ししてきたからこれでいいということではなくて、常に予算計上に際しては決算ですとか成果を踏まえながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それから2点目の281ページ、10款6項2目生涯スポーツのシティマラソンの経費ということでございますけれども、シティマラソンの事業費でございまして、事業に要した費用は618万6,947円で、うち、市の負担金は主要施策成果説明書記載のとおり、参加料が245万円、協賛金が154万円ということでございます。

問（13） 結局、かかった費用から協賛金と参加費を引いた金額を全額市が負担したっていうことで、これもともこの金額を負担するっていうかそういう契約だったんですか。後からこうやって決まったからそれを入れますっていうのも、いわゆる団体はたかはまスポーツクラブさんがやったわけで市がやったわけではないので、何でそういう金額になるのか理解ができないのと、あとこれ市の職員は今回はどういう立ち位置で参加をされたんでしょうか。全員ボランティアなのか、それかどういう形なのか教えてください。

委員長 ほかはいいですか。倉田委員、質疑はそれでもう後ないですか。

答（13） 歳出はあるかもしれません。とりあえず。

答（文化スポーツ） シティマラソンの負担金の積算ということでございますけれども、まず予算を立案するときにこれまでの実績等を踏まえて事業費の算出をしていくわけですが、当然ながら市が負担するのにはふさわしくない経費、例えば参加者へ配布する参加賞のようなもの、

そういったものは市の負担金の対象にはしておりませんので、そういったものを除外しながら積み上げていって、今申し上げた参加料、協賛金、そういったものを差し引いて市の負担金ということを積算をしております。

それから職員の関わりということでございますけれども、昨年度まではボランティアという形でございましたけれども、今年度からそのやり方を見直す予定でございます。

問（13） 全員がボランティアだったんですか。文スポの方は勤務で行ってたとかそういうわけではなくて全員がボランティアですか。

答（文化スポーツ） 当日の運営については全員ボランティアでございます。

問（11） 一点だけ、お願いいたします。

ソフト面のことで、項目別にいきますと教職員研修事業に当たるかなと思いますのでここで質問させていただきます。学校への訪問者の安全確保、要するに訪問者に対する安全、教職員の安全対策というのか安全確保、これは不審者の侵入をどう抑えているのか。訪問者の対応の仕方、そして不審者が来たときの教職員の対応を研修されているのかどうか。さすまた等々使って、1年に1回ぐらいやられているのかどうか、その現状を教えてくださいと思います。

実は過日、私も7校少し訪問させていただいて、やはり学校によっては、イヤホンで完全に密封された状態なところもあれば、フリーで入っていける状況にあるという学校もありますので、その確認をさせていただきたいと思います。

答（学校経営 主幹） 不審者対応の避難訓練ということにつきましては、例えば警察の方を呼んで訓練ということをやっております。また、そういった不審者対応に使う備品等、学校の実情に合わせて購入をしております。まずは落ち着いて、こちらから積極的に「何か御用ですか」というような声かけをする中で、ちょっと不審なものがありましたら、すぐに職員と連携を取りながら訓練に従った動きができるようにと、子供の安全を第一に考えて訓練をしております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、10款教育費についての質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時 17 分

再開 午後 1 時 30 分

委員長 休憩前引き続き会議を開きます。

11 款 災害復旧費

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、11 款災害復旧費についての質疑を打ち切ります。

12 款 公債費

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、12 款公債費についての質疑を打ち切ります。

13 款 諸支出金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、13 款諸支出金についての質疑を打ち切ります。

14 款 予備費

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、14 款予備費についての質疑を打ち切ります。

ここで、認定第 1 号についての質疑漏れがありましたら許可いたします。

問 (13) 答弁漏れはその後あるんですか。

委員長 答弁漏れは聞いてないですね。

問 (13) 答弁漏れあるんですけど、それはお答えいただけないんですか、この場で。

委員長 答弁漏れは今のところないと思うので、もしあれば、ここで質疑していただいて確認してください。

問 (13) いいですか。まず、答弁漏れというか、総合サービスさんと土地の契約をされていてそれに対する…

委員長 何ページですか。

問 (13) 答弁漏れ、やっていただけると思ってたんですけど、ないんですね。

何ページというのはなくて、これは私が調書を見て、2 款 1 項 3 目 10 節の需用費で土地契約に係る収入印紙の購入費ということで 400 円が上がってたんですけど、総合サービスが債権者になっておりまして、どのような土地契約になってるんですかっていう質問に対しては御答弁がありませんでしたので、それはどうなんですか。

委員長 そこ答弁。

答 (総合政策) 2 款 1 項 3 目の消耗品費のところでは土地契約に係る収入印紙の購入費、こちらにつきましては総合サービスから収入印紙を買ったということで債権者が総合サービスとなっておりますが、実際につきましては、吉浜ふれあいプラザの土地の賃貸借契約及び高取ふれあいプラザの土地の賃貸借契約に係る収入印紙を購入した費用となっております。

問 (13) まず、歳入の 32 ページの使用料手数料の 1 使用料のところでは、先ほど答弁漏れっていか後から追加で御答弁いただいたんですけど、ほかに手続が行われていない土地とか建物があるんでしょうかっていう御質問に対しては、どうなんでしょうか。これはないっていうことでしょうか。ほかにあるんでしょうか。ないっていうことでよろしかったですか。ここは御答弁な

かったんですけど。

答（副市長） 各部局から話がないということで、使用料としては特別ないということでございます。

問（13） 本来、手続が必要だけど、そういった手続が行われていない土地や建物は、先ほど五反田グランド、それから第2五反田グランド、フレンド公園、碧海グランド、流作グランド、高取小学校東の土地以外はないということですね。分かりました。

あと、2款1項3目の南部ふれあいプラザの指定管理料のところでお聞きしたいんですけど、御答弁の中で南部まちづくり協議会が委託料が高いのはなぜかっていうところで光熱水費が入ってるっていう話があったんですけど、まずここたしか閉館期間があったと思うんですけど、昨年じゃなかったでしたかね。閉館期間あればそこを教えていただきたいのと、あとのりのりフットワークの光熱水費と賃料っていうのがここに含まれてるのかどうかっていうことと、含まれてるのであればそれは幾らなのかっていうのと、あと南部まち協の光熱水費自体は全体で幾らになってるのか教えてください。それがこの指定管理料に含まれてるっていうことですよ。お願いいたします。

委員長 一応、質疑漏れなのでそこは答えてもらえますけど、ほかに質疑漏れってありますか。ほかはいいですか。

答（13） あとまだ答弁漏れもありますよね。とりあえずそこ答えてもらえますか。私、答弁漏れはそちらからあるかと思ったんですけど。

委員長 倉田委員、答弁漏れはどこありましたか。13番、倉田委員の答弁漏れとされているところはどこにありますか。

答（13） 答弁漏れ、そちらから言っていたかと思ってたので、どこって今言われてもお時間いただけないと分かりませんが…

委員長 行政からは答弁漏れの、委員長のほうに何も来てないので、報告が。答弁漏れはないっていうふうに判断してますけど。

答（13） 御答弁いただけないんですね。分かりました。

委員長 もし13番委員のほうで答弁漏れがあるのを把握しているのであれば、今言ってもらえれば当局に答えてもらいますが。

答（地域福祉） 昨日、御質問いただいた改めてのところでございますが、調べておりますが調査中でございますので、また改めて御答弁、直接お答えさせていただく形でよろしく願いいた

します。

答（総合政策） 主要成果 50 ページ、南部ふれあいプラザ、第 2 ふれあいプラザの指定管理料でございますが、こちら工事に伴う閉館、利用中止期間につきましては、令和 5 年 10 月 7 日から令和 7 年 3 月 2 日まで利用を中止をしております。そのため、利用していないときに係る人件費とかそういったものにつきましては、減額というような協議を行って精算をしているというところでございます。また、南部ふれあいプラザ、第 1、両方との光熱費でよろしかったですか。第 1 だけのほうですか。

「両方とも…」と発声するものあり。

答（総合政策） 南部ふれあいプラザの第 1 の光熱水費のほうからいきますと、電気使用料が 160 万 9,337 円、ガスが 23 万 8,625 円、水道代が 41 万 8,093 円、第 2 ふれあいプラザが電気代が 106 万 942 円、ガス代が 3 万 6,912 円、水道代が 5 万 9,719 円となっております。

また、のりのりフットワークの光熱水費の負担と使用料でございますが、光熱水費につきましては令和 6 年度は 97 万 7,917 円をのりのりフットワークから南部まちづくり協議会に収入し、またパン工房の使用料 21 万 4,440 円と、喫茶レストランにつきましては 1 か月しか利用がないので 5 万 4,830 円の 1 か月分の利用料を徴収しております。その収入につきましては、この指定管理料のところに反映をされているという状況でございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第 1 号についての質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、認定第 1 号の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 35 分

再開 午後 1 時 50 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第2号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問（7） 2点伺います。主要施策成果説明書の290ページの1款1項1目（3）負担金から、令和6年度は国保加入者が前年度より減少する一方で、オンライン資格確認運営負担金としてマイナ保険証関連の経費が計上されています。この経費はどのような内容を含むものか、またマイナ保険証に加入、利用している人の割合をお聞かせください。あわせて、紙の保険証とマイナ保険証の両方が使われている中で、事務の手間や作業量に変化があったかどうかについてもお聞かせください。

2点目に301ページ、4款2項3目国保ヘルスアップ事業についてお伺いします。本事業では通知や電話勧奨の実施者数あるいは参加案内通知者数に対して、実際に医療機関を受診された方や保健指導プログラムを実施された方の割合が少ないように見受けられます。委託事業のため、成果の把握が難しい面もあるかと思いますが、事業を通じて見られた変化や効果があれば教えていただきたいのと、費用対効果の面からこの事業をどのように評価されているのかお聞かせください。

答（市民窓口） まず、290ページの負担金についてでございます。こちらのほうは、国保連とかで行っております事務に対する、使用に対する負担金ですとかを支払っております。

次に、マイナ保険証の登録者数でございます。令和7年7月現在でマイナ保険証の登録者数は4,702人、登録率として約70%でございます。

次に、紙の保険証とマイナ保険証、両方での事務負担ということですが、マイナ保険証では限度額証がマイナ保険証であると、あえて出さなくてもマイナ保険証ですることができるのでその分については事務の負担は軽減されておると考えております。

次に、301ページのヘルスアップ事業についてでございます。ヘルスアップ事業につきましては、高浜市データヘルス計画に基づいた保健事業を実施し、被保険者の健康の保持や増進を図ることを目的としておるところでございます。これらを委託することによって、なかなか職員だけではこういった専門的な事業が行えませんので、委託することによってその委託業者の保健師からの指導ということで保健事業を行っているところでございます。

問（12） 決算書 292 ページの 1 款 2 項の国民健康保険税につきまして、国保税の協会けんぽや組合健保とは異なり、扶養家族全員に均等割がかけられているため高くなっております。国保税を納めたくても納められないという世帯がある場合です。その背景には生活実態あるいは働き方の変化など様々な要因があると思います。収納対策だけでなく、そうした世帯の状況をどのように把握し、どのように寄り添う支援を行っていくかによって、その滞納者を減らしていくかが問われているのではないかと思います。その一つの方法として、現在就学前まで半額軽減されている均等割について、全額軽減とするとかあるいは 18 歳まで対象を広げるとか考えられると思うんですが、この点についてのお考えをお聞かせください。

答（市民窓口） 所得の少ない方へのということですが、国の方針に従い、出産育児一時金の支給額の拡大や出産予定者の被保険者の産前・産後の国保税を一部免除するなどを行ってまいりました。国保税が支払えないなどの相談があった場合には、都度相談により対応させていただいております。

問（12） 均等割についての考えはないということで。

答（市民部） 子育て世帯への均等割を軽減するというような話でございますけれども、やはり今制度上、低所得者については所得のない方についてはきちっとそういう制度がございまして、保険料も免除しておりますし、特に子育て世帯を対象に均等割を軽減していくという考え方は現在持ち合わせておりません。

問（13） 国民健康保険支払準備基金を見ますと、6 年度末が 2 億 327 万 7,637 円で 5 年末が 2 億 7,554 万 3,462 円ということで、今年度これを見ると、いわゆる準備基金を取り崩した額っていうのが 7,226 万 5,825 円になるのかなと思います。これにつきまして、市としての見解というか今後に関わってくる問題にもなりますので、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたいのと、あと、この決算カードの 1 枚目の一番下のところ見ていただくと、すごくこれ国保の収支が分かりやすいものが入ってるんですけど、これを見ますと、いわゆる 1 世帯当たりの保険税調定額 17 万 2,613 円、それから被保険者 1 人当たりの保険税調定額が 11 万 6,460 円、被保険者 1 人当たりの費用、これが多分 1 人当たりの給付額になるのかなと思うんですけど、年間の。これが 40 万 3,505 円なのかなと思います。これについてそれぞれ県内において、高浜市がどれぐらいの位置にいるのか、高いのか低いのか、このあたりについてお聞かせください。

答（市民部） まず基金についてでございますが、令和 4 年度末までには基金を取り崩すことなく 3 億 2,800 万円ぐらいありまして、これがこの 2 年間で 2 億円になったということは 1 億 2,000

万円ぐらい取り崩してきている状況でございます。ですので、今後、この２億を今年度も１億 1,000 万円ぐらいは取り崩す予定でございますので、おそらく２年以内には通常であればなくなるというような状況でございます。

あとは決算カードの１人当たりの保険税の調定額について、この高浜市の今の税額というのは愛知県下でも非常に低いほうです。順位でいきますと１世帯当たりのところでは、現在 38 市中 26 位、１人当たりでいくと、38 市中 29 位ということで下から３分の１か４分の１程度のところにいるという状況でございます。被保険者１人当たりの費用ということでは、コロナ禍明けまして今年度初めて 40 万円台に乗ってきたんですが、順位でいきますと上位から 18 番目、真ん中ぐらいですね。これは主に医療環境だとか年齢構成によって順位が決まってくるような費用でございまして、保険税は安く、費用は真ん中ぐらいにいるという状況でございます。

問（13） 国保の税率、これ近隣市と比べて、どのような状況にあるか教えていただきたいのと、あとマイナ保険証が変更、マイナンバーカードに保険証の紐づけがされてきたという話も先ほどあったんですけど、これによって私デメリットも出てきてるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたり教えてください。

答（市民窓口） 国保の税率につきましては、先ほど市民部長からも答弁申し上げたように、県内でも低いほうになっております。

委員長 ごめんなさい。近隣市で。

答（市民窓口） マイナ保険証の紐づけのデメリットでございますけれども、マイナ保険証自体、マイナ保険証を持つことによって効率的、また適切な医療が受けられるっていうことをメリットとして進めております。デメリットとしては特に認識はしておりません。

答（市民部） 税率の近隣市との比較でございますが、医療分と後期高齢者の支援金分と介護納付金分と３種類に分かれるんですけども、医療分が一番メインなところでございまして、本市の特徴といたしましては所得割、所得に対する率が非常に低い、これは愛知県で一番低いと思うんですが、例えば、碧南市でいくと所得割の率は 7.6%取られる、知立市が 7.14、刈谷市が 7.06 というふうに 7%を超えるような状況の中、高浜市は 5.73%でございますので、所得割の率は低いんですが、平等割といいまして世帯ごとにかかる、２万 3,800 円とか高浜市はかかりますが、その金額については、近隣市の中では一番高いという状況になってございます。

マイナ保険証によるデメリットというところでは、保険証のときには２年に１回保険証を送ってそれで終わってたんですが、マイナ保険証に移行したことによって、マイナ保険証を持たない

方は資格確認書というものを送るわけですが、70 歳以上の方々については、所得によって 1 割と 2 割というふうに金額が変わってくるものですから、そこらのところで毎年それを送る必要があるというようなデメリットも少しあります。

問（13） 今まで保険料払えなくて、保険証が手元にないと、短期の保険証っていうのを発行していただかないと医療機関にかかることはできなかったと思うんですけど、結局、マイナ保険証で行くと、そのまま特に発行受けなくても受診できるのかなと思うんですけど、そのあたりはどうなのでしょう。

答（市民窓口） 短期の保険者証が発行されないため、滞納されている方でも引き続きマイナ保険証で医療を受診することができます。滞納者の滞納の取組につきましては、被保険者間の公平性や保険制度の健全性などの観点から、これまで行ってまいりました納税を促す勧奨通知の送付や電話または窓口による納税相談について、引き続き実施をしまっているところでございます。

委員長 倉田委員、令和 6 年度決算について、なるべく質問を絞って質疑してください。

問（13） そうなると、実際にそういう短期保険証を、本来であれば今まで発行してもらう人に対して発行しなくて受診を致し方なくって人もいるかもしれないけど、中にはちょっとうがった見方をすると、どんどん受診しちゃうっていうふうになると、結局保険の全体にも関わってくる問題になるんですけど、そのあたりの認識はどうなんですかね。あともう一個としては、結局、マイナ保険証だとそういう可能性が出ちゃうのかなっていうのと、あともう一個、資格確認書は 2 年に 1 回出してもらえってことなんですけど、資格確認書の方がもし保険料払えてないっていう場合は、今までどおりのこの短期の保険証になるんでしょうか。どういう形になるんでしょうか。

答（市民窓口） 保険証につきましては、昨年 12 月 2 日以降、新規の発行はいたしておりません。先ほども、マイナ保険証なら滞納してもそのまま受診できるのではないかという御質問がありましたけれども、実際にそういった短期証ではなくて、短期証を発行することができませんので、先ほど申し上げたような滞納者に対する取組を行っているところでございます。

あと資格確認書をお持ちの方でも、結局先ほど申し上げましたように短期証は発行されませんので、機会を見て滞納の納付を促すお願いしているところでございます。

問（13） そうなると、本当に本来だったら今までだったら何とか短期保険証を発行してもらってたのが、今の話だと短期保険証も発行してもらえないってなっちゃうと、どうしてもそのときに手持ちのお金もないってなっちゃうともう受診自体ができないんですけど、それはちょっと問

題になってこないのかなと思うんですけど、どうですか。

委員長 ちょっと制度的な話になっちゃうので。決算なので決算についての答弁でお願いいたします。

答（市民部） 決算という意味でいきますと、紙の健康保険証が昨年 12 月 2 日に廃止されて、マイナ保険証に移行したことによって、短期保険証を発行していた意味っていうのはやはり納税相談を半年に 1 回ぐらいする、対面ですというような機会を創出するという意味でやっております、短期保険証の人が半年に 1 回切替えに来てたのが、今はマイナ保険証もしくは資格確認書の期限が通常滞納してない人と同じような扱いになりますので、短期保険証を持ってなくても通常どおりの医療が受けれるということで、その短期保険証を受けた方々にとっては有効期間が長くなったということで本当に逆に言うと喜ばれているような状況でございますが、滞納を促すという意味においては、我々にとってはマイナスになっているという状況でございます。

問（13） 290 ページ、1 款 1 項 1 目の委託料の保険医療窓口業務委託につきまして、こちらも随意契約でされてるのかなと思うんです。確認としては、何号随契で随契の理由について詳しく教えてください。

それから 293 ページ、1 款 3 項 1 目の運営協議会事業、これについてこれまで傍聴者がいたのかどうなのか。それからこの運営協議会の開催の告知についてはどのようなであったのか教えてください。

答（市民窓口） 290 ページ、保険医療窓口業務委託でございます。こちらのほうは随意契約で 2 号随契でございます。理由といたしましては、福祉医療、後期高齢者医療、療育医療、国民健康保険及び国民年金の窓口業務には、豊富な知識と経験が必要であります、長年の経験から独自に責任を持って業務遂行が可能であり、かつ必要な報告、連絡も怠らない当該業者の社員による接遇には定評があり、スピーディーな対応は市民サービスの向上につながっていることから、一者随契をするものでございます。

続いて、293 ページの国保運営協議会の傍聴者につきましては、昨年はいませんでした。公表につきましては、各委員さんに通知するのみで特に公にいつ行うということはしておりません。

問（13） 今の委託の随契理由っていうのは、今こういう会社っていっぱいあるんですよね、県内でもやってるような会社。なのでなかなかそれ随意契約の理由にならないと思うんですけど、この委託金額の妥当性についてお伺いしたいんですけど、どのような経緯でこの金額になったのか教えてください。

委員長 ほかはいいですか、ほかの質疑は。

問（13） もう一個歳出で、運営協議会なんですけど、結局今の御答弁でいくとホームページ等でも公開してないっていうことで。その確認だけです。お願いします。

答（市民窓口） 業者より見積りをいただき内容について協議をして、この金額の妥当性について協議したところでございます。

また、運営協議会はホームページにも特に載せておりません。

問（13） 今の御答弁でいくと結局見積りも一者からも取っておらず、市の積算もしていないということではよろしかったでしょうか。

答（市民窓口） 見積りは業者からいただいております。

問（13） もらってるっていうのは、それは総合サービスからもらったってことですよね。ほかの何社か見積りは取っていないし、市の積算はしていないってことですよね。

答（市民窓口） 過去にほかの業者からいただいたことはあります。そのときに総合サービスのほうが安価だったというところでございます。

問（13） 過去にっていうのがいつの話ですか。この令和6年度の予算に当たってではなくて、もっと前っていう意味ですか。

答（市民窓口） 委員おっしゃるとおりでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第2号についての質疑を打ち切ります。

認定第3号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

委員長 質疑を許します。

問（13） 310 ページ、1 款 1 項 1 目の土地取得事業ということなんですけど、これ読むと、先行取得した公用または公共用に供する土地の貸付により収入確保に努めということなんですけど、先行取得した土地をこの土地取得費会計に入れるのか、または今回取下げにあった 55 号は

結局一般会計に入ってるってことなんですけど、これどういうふうに考えればいいんですかね、この土地取得費会計に入れる入れないとか。あえて土地取得費会計をこれまでもずっとこれ持ち続けてるっていうのもよく分からないので、そのあたり御説明をお願いしたいと思います。

答（土木） 土地取得費特別会計につきましては、基本的には土地開発基金を運用する会計という目的を持っておる一方で、やはり用地の取得をしていく会計でもございます。そういう中で、それらの資産を処分するまでの間、暫定的に有効活用するために公共工事における資材置場とか、そういうことに貸付けをして収入を得ております。

問（13） 暫定的って言われたんですけど、暫定的で一般会計に入れるものと入れないものと、どう違うのかよく分からないのでお願いします。

答（土木） 土地取得費特別会計につきましては、基本的には特別会計でございますので、その運用収入については、その収入で確保いたしまして、それで翌年度、繰越額等が出たら積み立てていくというような形でございます。

問（13） 今回もこれ基金積立金ってあるんですけど、この積立金の目的って何になるんでしょうね、よく分からないんですけど。

答（土木） まず収入の中には、土地開発基金の運用収入、要はこの土地開発基金の土地で運用をした収入、それと不動産貸付収入ということで、土地取得費特別会計が所有する土地で運用した収入、これはそれぞれ歳入で上がっております。そういう中におきまして、基金というのは現金主義でございますので、この運用で得た収入を歳出で上げて積み立てていくというものでございます。

委員長 倉田委員、できれば土地取得費特別会計自体の理解については、別の場所でやってほしいなって思ってます。ここは決算の場なので決算について質疑をお願いいたします。

答（13） だから私これ自体が必要なのかなと思ってるんですよね。だったらもっと今、財調がないからそっちに移すとかいろいろ方法はあると思うから、いろいろ聞いているわけで…

委員長 そういう質疑だったらいいと思いますよ。

問（13） だから、そういう意味で私いろいろ聞いているんですよ。先ほど、一般会計のほうでNPO法人さんが高取小学校東の土地を土地開発基金で持ってますっていうことだったんですけど、結局、先行取得して将来的に使うんだけど、本来であれば先行取得したものは5年以内に使わなきゃいけないのに、ここで流用されてるのかなっていう感じがするんですけど。先ほどの例えば高取小学校東の土地をここで持っていて将来的に何に使う予定なんですか、これは。よく分

からない。

答（土木） 高取小学校の東側の用地、これがどういう目的で取得をしたのかというのは手元に資料がございませんのであれですけども、基本的には事業用地であったり、代替地を土地開発基金のほうで、土地取得費特別会計で購入のほうをさせていただいてございます。

問（13） ちょっとよく分かんないんですけど、例えばあそこを一般の人が駐車場として使っていて多分その歳入とかがあると思うんですよね。そうすると、この土地取得費特別会計の歳入の中でこの財産収入になるんですか、諸収入になるんですか。そういうのはどこに入ってくるんですか。この財産収入っていうのが今回も1,300万円ほどあるんですけど、この後ろ見ると、財産収入がどんなものなのかなっていうのも全然これ見ても分かんないので、どういうものでこの財産収入があるのか、それから繰越しもそれなりにあるんですよね。

委員長 令和6年度の財産収入は何か、答弁をお願いします。

問（13） これ繰越金もあるもんだから、この本当にこの存在意義がよく分からないなっていうところなので、財産収入にそういう契約に基づくお金が入ってるんですか、どういうものが入ってるんですか、教えてください。

答（都市政策部） まず整理をさせてもらいますと、先行取得の中で、例えば予算で上がるっていうのは事業が確定しておりまして、すぐさま一般会計で土地代が手当てできないときに債務負担行為を組んで先行取得します。土地特会のところは、いろいろな事業、公共事業に対して、代替用地として先行取得した土地もございます。そういったところが事業を推進していくに当たり、代替用地としてまだ使用されていませので、その土地を有効活用するということで貸付けできるものは貸付けをする。そこで得た収益をここで積み上げていくという、保有財産として持つため、財産の有効利用というふうで活用しておるものですから、いついつまでにこれを処分するというふうじゃないものですので、今ある財産を有効活用しているということですので、御理解いただきたいと思います。

問（13） 公社のほうで塩漬け土地が結構あるんですけど、それは何でここで買い戻さないんですか。それがよく分かんないんですけど。

委員長 決算の答えれる範囲で答弁をしてください。

答（都市政策部） 結果どこで保有するかという話なのですが、委員言われるように買い戻せばいいと言われる、そういう手もあるかもしれませんが、あくまで公社が所有した土地、土地開発基金が各々で取得した土地ですので、各々がその土地を有効活用などを行っておるというふうな

ことですので、何でって言われると非常に難しいのですが、御理解いただきたいなと思います。

問（13） 公社で持ってるのってどんどんどん金利が膨らんじゃうもんですから、逆にだったらここがそういう役目であれば、そういう形で買い戻すなり何なりして、やっぱり将来的な財政負担を減らすってことは必要なのかなと思いますし、あと先ほど言ってるこの財産収入というのはいわゆるその土地を民間とかに普通財産として貸し付けている、その金額が全てってことですか、この財産収入っていう。内容がちょっと分からないので、教えてほしい、御答弁なかったんですけど。

答（土木） まず1問目でございますが、今、土地開発公社のほうにおきましては、例えば市道港線の先行取得を行っております。これにつきましては債務負担行為等も設定させていただいておりますので、よって一般会計のほうで購入をさせていただくというような形で進めてございます。

あと2問目でございますが、308ページの財産収入につきましては、基金の運用収入であったり、土地取得費特別会計の運用収入、それと併せて土地の売却収入、この3つを合わせた合計となっております。

問（13） 売却収入ということは、いわゆる公社から買ったやつをここでプールしといて売ったってということですか。それって、大丈夫なんですか。

答（都市政策部） 一般会計の8款のところで鮫川の用地の買戻しとかいうふうにありました。いわゆる基金が先行的に事業用地を取得いたしました。それは持ってます。で、一般会計がそれを取得するときに、この土地特別会計を経由して一般会計に払い下げるというか、財産を移動させるためのものです。ですから、既に先行して持っておったものを一般会計の財産に移すために、その土地を売り払うと、そのお金が返ってきますということで財産売却収入というのが入っております。それに加えて、先ほど申し上げた保有している土地の有効活用した貸付収入などもその収入の中に含まれておるということです。

問（13） その方法だと、すごい二度手間、何で一般会計でそのまま買い戻しできないのかなっていうのがよく分からないんですけど。

委員長 分かりやすく説明してあげてください。

答（土木） 基金が取得する土地につきましては、相手方のお話し合いの中で急遽取得する必要が生じたもの等を土地開発基金等で購入をさせていただいております。

問（13） 急遽、相手方から買ってって言われたやつを買う場合はここでやるっていうこと。で、

それもやるけど、先行取得したものもやるという理解でよろしかったですか。

答（土木） 今回購入したものは、基本的には基金から特別会計が購入してそれを一般会計に処分させていただいてるわけですが、こちらにつきましては基本的には事業用地でございまして、相手方のほうからそういうようなお話があつて、土地開発基金のほうで過去に購入したものでございます。それを先行取得という形で呼んでおりますが、それを今回、土地取得費特別会計のほうで買い戻しをさせていただいて、それを一般会計に処分させて、一般会計に売買させていただいたという形でございます。

問（13） そうなると、一般会計のほうで土地取得費会計からの、2つあつて一般会計が買うわけですね。買うとなると、どっかにこれ歳出で入ってるってことですね、この一般会計で。そういう理解でいいんですか。

答（土木） 例えば、310 ページの公有財産購入費の向山町水路用地につきましては、こちらのほうは8 款の公有財産購入費で買い戻しをしております。準用河川鮫川、市道港線につきましても同様でございます。

問（13） 私からすると、一旦そんなことやってると職員の負担が増えるだけかなって思っちゃうんですけど、手続で。何かの法律で多分そういうことになってるんであれば、ちょっとその法律名をまた分かったら教えていただければと思うので、お願いします。

答（土木） 基本的には先行取得事業でございますので、公有地の拡大等に関する法律等でございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第3 号についての質疑を打ち切ります。

認定第4 号 令和6 年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問（13） まず、316 ページの基金積立事業についてお伺いしたいんですけど、高浜市公共駐車場施設整備基金積立金ということで、743 万4,000 円なんですけど、この基金積立事業と金額の

乖離があるのでほかにどんなものがあるのかなと思うのと、あとこれ6年度末の基金を見ると8,392万2,918円が基金残高になってたんですね、これ決算書を見ると。そうすると、結局この大規模改修に向けての基金積立てですってことは前からおっしゃっていただいたんですけど、結果的にこの基金、前から言ってるように、目的それから目的金額っていうところで、いつまでに幾ら必要なのかっていうところを再度確認したいのと、今回のこの積立金っていうのは結局いわゆる繰越金を積み立ててるのかなっていうところになると、これ計画どおりの積立てでよかったのかどうか、そのあたりの確認だけしたいと思います。

答（財務） 基金積立事業785万5,019円に対して整備基金積立金が743万4,000円ということは、この差額についてはここに記載ありませんが、基金の利子について42万1,019円が加わって、合計になります。

2つ目、令和6年基金残高については、この駐車場事業については経営戦略という計画を立てておりまして、令和12年までに長寿命化、大規模改修をすることで約2億円ぐらいの事業費を予定しておりますので、そこに向けて基金を積み立てていくんですけども、令和8年基金残高としては1億円を目指して積んでおります。ですので、令和6年度末の計画では9,400万円となっておりますので、現在約8,400万ということで1,000万計画よりは少ない残高となっております。ですので計画どおりには1,000万足りてないということでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第4号についての質疑を打ち切ります。

認定第5号 令和6年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問（7） 2点お伺いします。主要施策成果説明書346ページの4款3項2目認知症高齢者見守り事業の4万5,174円の内訳と、あとGPSの通信端末ですが、認知症の方が常に装着しておかないといけないもので、結構施設の御利用者でも外しちゃったりとか、気付かれたりとかすることあるんですけど、なのでどういう形のものを使用されているのか。あと、紛失をしてしまった

ことが令和6年度にあったのか、またオペレーター対応回数はゼロ回ですが、どんな対応をされているのか。オペレーター対応回数がゼロ回ということは、御家族が自らGPS検索して迎えに行くという考えで正しいかどうかお聞かせください。

次に、347 ページの6 介護サービス相談員派遣等事業について、訪問箇所数が前年よりやや減少している一方で、訪問回数が増加しています。その理由についてお聞かせください。また、実際に利用者から不平や不満の声があったのか、もしあった場合には事業所への報告を通じてクレームの未然防止につながっているのかについてもお聞かせください。

答（福祉まるごと相談） 徘徊探知機のほうなんですけど、こちらはセコムの探知機を使っております、大体マッチ箱程度の大きさのものになります。これは常時持っていただく必要がございますので、やはり紛失というのがデメリットとしてございます。ただ、今までに紛失したというのは、私のほうでは聞いた覚えがないものですから、その点では今のところはきちんと持っていたいてるのかなというふうに考えております。

あと、オペレーターのほうにつきましては、こちらは電話で家族の方がセコムのほうに問合せをいただくという流れになっておりまして、実際電話での問合せというのはなかったものです。ただ、インターネット検索というのがメインに使われておりまして、そちらに対しましては使われる方は使っている。6年度は結構、数が多く使われておりまして、実は1世帯の方が家族の方で遠方の方だったんですが、1日に何回も位置確認で使うことで回数が増えたというのがありますが、今その方は施設に御入所されて、今年度は大分減っている状況でございます。

答（介護障がい） 347 ページの介護相談員さんの事業につきまして、訪問箇所数が前年より若干減ってるけど回数が多いということですが、令和6年度につきましては、デイサービスが1つ閉鎖になりましたので、その関係で1施設少なくなっております。回数のほうにつきましては、これ毎年度なんですけど、令和6年度は7人の相談員さんが活動されていらっしゃるって、おおよそですが、お一人の相談員さんが月に3つから4つの施設を訪問されていらっしゃいます。ただ、これは令和6年度に限った話じゃないんですが、例えばコロナ、後はインフルエンザ等で集団感染が起きたときには予定していた訪問ができないというようなケースもございますので、回数については年間に少しばらつきがあるような状況でございます。

また、次の御質問の不平不満があった、クレームがあった場合の対応なんですけど、令和6年度については1件だけ利用者さんのほうからトイレの臭いが気になるっていうようなお声が1件ございました。それは施設側のほうに報告をしまして、換気のやり方を変えるという形で改善を

しております。それ以外の声につきましては、もうおおよそが本当に施設に対する満足感、あとは感謝の言葉等々が多くあるんですが、そういった相談員さん、毎月行ってらっしゃる記録については、施設のほうには毎月報告をさせていただいておりますので、そういった形での情報提供はさせていただいております。

問（７） ４万 5,174 円の内訳をお願いします。

答（福祉まると相談） 答弁漏れで申し訳ありませんでした。４万 5,174 円につきましては、こちら端末機の月額使用料とか、あと新規で申し込まれた方もいますので、その端末を用意する最初の費用として計上したものでございます。

問（12） 主要成果説明書の 321 ページ、要介護 1 から要介護 5 までの要介護認定者数が 1,203 名となっております。令和 5 年度の決算ではこの要介護認定者 1,211 名のうち、障害者控除対象者認定書の発行数は 99 とのことでした。この令和 6 年度の発行数についてお聞かせください。

あともう一つ、決算書の 258 ページの 3 款 2 項 1 目で調整交付金があるんですが、この令和 6 年度の調整交付金の交付割合について何％であったのか、をお願いします。

答（介護障がい） 障害者控除の発行数については、令和 6 年度は 92 件でございました。あと、調整交付金の率ですが、令和 6 年度は 2.4％でございます。

問（12） この障害者控除対象者認定書ですが、令和 5 年度に続いて、発行数、依然として少ない状況ではないかと思えます。知立市のように自動送付されるべきとは思いますが、それを直ちに行わないとしても現行のこの周知方法に課題があるのではないかと、何らかの工夫が必要ではないかと考えますが、この周知方法の改善の必要性についてのお考えをお聞かせください。

答（介護障がい） まず前提としまして、委員おっしゃられる障害者控除につきましては、私たちがやっている要介護認定と障害認定というのはそもそもその判断基準が異なりますので、要介護のみをもって一律にその障害者の何級に相当するかを判断するということはなかなか難しいのかなと。ただ、他市さんの取組も踏まえまして、今現在は要介護 1 以上の方にはそういったお知らせのチラシ等を同封して案内をしておりますので、そういったところでの制度周知を図ってまいります。

問（12） 今のそのやり方で何か改善、もうちょっと、去年は 99 で今回 90 人とちょっと減ってるんですけど、これを増やすやり方、周知方法の改善は考えてないということでしょうか。

答（介護障がい） 現在のところは考えておりません。

問（13） 今の認定書の話なんですけど、高浜の場合、申請してからその場で認定書出るんですし

ようか、出ないんでしょうか、今難しいという話があったんですけど。実際私、他市で自分の家族のやつやってるんですけど、その場で出るもんですから、高浜は出ないって話も聞いているのでそのあたりをお聞かせいただきたいなというのと、あと保険事業勘定及び介護サービス事業勘定それぞれの総括、検証結果、それから課題が見えてきたら課題についてお聞かせいただきたいんです。まずそこまでお願いします。

答（介護障がい） 障害者控除認定につきましては、申請をいただいてからその方の過去の、要介護認定を出すときに調査票というのがあるのですが、そちらの調査票の中身を職員のほうで確認をして、障害、例えば何級程度というところを把握してから認定を出しますので、即日のお渡しというのはできない状態です。後日、お渡しするというような形になっております。

答（福祉部） それでは私のほうからは、まず保険事業勘定の総括ということでお答えをさせていただきます。

令和6年度は第9期の介護保険事業計画の初年度ということで、介護保険料の改定、それから介護報酬のほうの改定、それから上乗せサービスの廃止、また新たな認知症グループの本格的な稼働ということで、新たな計画の下で事業運営をスタートさせた、そういった年度でありました。

そうした中、認定者数、これは前年度比1.5%の増ということになっておりますけれども、その内訳を見てみますと、要支援の認定者数が前年度比6.8%増ということで顕著な伸びを示している、構成比に変化が生じているということでございます。また、保険給付費については、前年度比約1,850万円の減ということで、あまりこれは過去に例がない、そういった状況になっております。

主な要因としては、居宅介護サービスの訪問系サービスや短期入所サービス、これが先ほど要介護認定の構成割合が変わってきたよってというお話をしましたけど、介護度の重い方が減少をしております。施設介護サービス、こちらも減少をしているということ。あと上乗せサービスの廃止の影響もあります。介護報酬の改定、引下げといった影響もありまして、そのほかといたしましても、介護保険施設ではない入所先、例えば有料老人ホームだとか、サービス高齢者住宅といった入所先の選択肢が広がっているといったようなことも影響しているのかなということで分析をしております。

一方、地域支援事業のほうにつきましては、計画値に対する実績割合が99.6%ということで、ほぼ計画どおりの結果ということになっております。要支援の増加に伴い、いわゆる総合事業の事業費、これが計画値を上回る102%ということで、通所型のサービス事業の利用者の増加に伴

う支給費の増が主な要因だというふうに分析をしております。

給付費が減少するという今までにそれほど例のない状況ということではありますけれど、計画全体としてはおおむね順調に推移をした年だったのかなというふうに総括はしております。

一方、介護サービス事業勘定につきましては、先ほど申し上げましたとおり、要支援者の認定者数が増えております。それに伴いまして、ケアプランの作成手数料の収入が増加をしました。増加する要支援者に対して、地域包括支援センターの職員により適正なマネジメントができたというふうに考えております。

問（13） いろいろ今、介護保険の改正ということで、特に全国的に言われてるのが訪問のヘルパーさんが少なくなってきたってことで、いわゆるサービスを利用しようと思っても利用できないというようなところを聞くんですけど、高浜市においてはそういったことはないかどうかの確認だけしたいのと、あと 340 ページの 4 款 2 項 1 目ものづくり工房管理運営事業なんですけど、ものづくり工房のスタッフの登録者数、それから一般利用者数の延べ人数ってことなんですけど、こちらにおいて市外からの利用者、できればスタッフの人数も教えていただければと思うんですけど、何人いるのかなっていうのと、あと 65 歳以上の方についての人数も教えていただきたいと思います。

それから、341 ページの同じく I T 工房管理運営事業、くりっく高浜、こちらにおいても市外の方の利用人数、それから 65 歳以上が何名いたのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

答（介護障がい） 最初に御質問いただきましたヘルパーさんの関係なんですけど、事業所さんもしくはケアマネさんと定期的な情報交換をするんですが、やはりそこでも委員おっしゃるとおり、なかなか人手が足りない、募集してもやっぱりなかなか来てくれないっていう声は聞いております。ただ、利用者さんにはなるべくサービスを提供できるように、いわゆる自転車操業といいますが、本当にフル回転でやっておるというのを聞いておるんですが、ただやっぱり厳しい状況というのは承知をしております。

答（健康推進） 340 ページのものづくり工房あかおにどんにつきまして、ボランティアスタッフ 11 名のうち、65 歳以上の方は 9 名となります。利用者延べ人数 250 人のうち、65 歳以上の利用者は 63 人となっております。

続いて、341 ページの I T 工房くりっくにつきましても、ボランティアスタッフのほうは 21 名全てが 60 歳以上となっております。あと、くりっくの利用者の延べ人数につきましては、669 名

のうち、65 歳以上の利用者は 510 人となっております。なお、市内市外の利用者の統計につきましては、毎月の報告書に含まれておりませんので、すぐには分かりません。

問（13） I T 工房さん結構市外の人が多いっていうのを聞くので、そのあたり今後はやっていただきたいなっていうことなんですけど、今は分からないということなんですけど。先ほどスタッフのほうで 21 人中ということで全てとおっしゃったんですが、これ 60 歳以上っていうか、これ 65 歳ですよ。間違いですよ。65 歳以上の方が 21 人全てってことでよかったですよ。そこ確認をお願いします。

答（健康推進） 私どものほうの統計上の話になってしまいますが、60 代が 4 名、70 代が 10 名、80 代が 7 名という 21 名となっておりますので、その 65 歳以上という数字までは把握しておりません。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、認定第 5 号についての質疑を打ち切ります。

認定第 6 号 令和 6 年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問（12） 主要施策成果説明書 364 ページの 1 款 1 項 1 目後期高齢者医療推進事業について、愛知県後期高齢者医療広域連合は本年 9 月に各市町村に対して、保険料滞納を理由に資格確認書を長期間交付しないのは望ましくなく早期に郵送等で交付することが望ましいとの通知を出しました。資格確認書が始まった令和 6 年 12 月 2 日以降、本市では、保険料の滞納がある方への資格確認書の交付をどのように取り扱っていたのかお聞きします。また、この通知を受けて市としてどのような対応を取る予定なのかについてもお聞かせください。

答（市民窓口） 保険料の滞納がある方については、更新の際、一斉交付のほうは行わず、窓口に来て納付相談するよう行っているところでございます。また、資格確認書を取りに来られないという方も一部、人数までは把握しておりませんが、そういった方がいて、交付できてない人もたしか一部いたと記憶しております。

問（12） この通知を受けて、市としてこれをどのように扱うのか、お願いします。

答（市民窓口） 本人に何とか接触するよう努めていきたいと思っております。

問（12） 通知内容には、早期に郵送等で交付することが望ましいと書かれておりますが、どうなんでしょうか。

答（市民窓口） その通知に従い、対応してまいります。

問（13） 後期高齢者医療特別会計につきましても、令和6年度の総括、検証結果そして課題についてお聞かせいただきたいのと、あわせて今回繰入金もあるっていうことも考慮したいなと思うんですけど、364 ページの1 款 1 項 1 目のこちらも保険医療窓口業務委託、こちらについても多分また随意契約だと思いますので、国保と一緒になのかどうなのかっていうところと、金額についても妥当性についてもお伺いしたいと思います。

答（市民部） 後期高齢者医療の総括ということでございますが、75 歳以上の方が増えておりますので、加入者が多くなっております。基本的には愛知県の後期高齢者医療広域連合のほうで運営されておまして、我々は保険証だとかそういう市民との直接のところを対応しているという状況でございますので、やはりきちんとマイナ保険証また資格確認書等々の対応といたしますか、基本的に分からない方、今の後期高齢者医療についてはマイナ保険証をお持ちの方についても資格確認書を全員に送っておりますので、そう不自由することはないんですが、そのきちとした制度ですね、マイナ保険証との関係だとかそういうことを御理解いただくように今後努めていきたいなというふうに考えております。

答（市民窓口） 保険医療の窓口業務委託でございます。こちらにつきましては、先ほど国民健康保険特別会計のほうでも申し上げましたが、こちらのほうは、国保、後期高齢者医療、あと一般会計の福祉医療、合わせて契約を行っておりますので、内容については、国保の特別会計でお話したとおりでございます。

問（13） ほかの契約とこれ一緒に合わせた形で契約をしてるっていうことなんですね。そうすると、この金額はどういうふうに振り分けてるのかなっていうのが不思議なのと、そうなってくるとそれに対するいわゆるリーダー的な方が1 名いらっしゃる。今おっしゃった、国保とかほかのところの窓口業務委託と一緒に、その3 つですかね、3 つに対してのリーダーがどこかに1 人いらっしゃるっていう形になるんでしょうか。

答（市民窓口） 振り分けにつきましては、それぞれの業務量に応じて案分しております。案分率につきましては、一般会計が3、国保が6、後期高齢者が1でございます。また、リーダーに

つきましては、それぞれというかその3つの業務合わせて1名リーダーがおります。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第6号についての質疑を打ち切ります。

議案第57号 令和6年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定第7号 令和6年度高浜市水道事業会計決算認定について

委員長 一括議題とし、認定第7号については、収入支出一括質疑を許します。

問(14) それでは3点質問させていただきます。

審査意見書の中で、年間総有収水量は令和6年に501万1,666立方メートル、令和5年、502万6,844立方メートル、1万5,178立米の減。有収率が令和6年97.73%、令和5年97.62%、0.11%の増となっています。97.7%の有収率というのは非常に高い数字で水道の職員が努力をしていることに敬意を表しますが、年間総有収水量が1万5,178立方メートル減の理由をお答えください。

次に、新聞紙上で昨今の人件費や電気料金等の値上げにより、愛知県や名古屋市等でも料金改定の予定が発表されています。私は、赤字になってから料金改定をするのでは遅いと思います。令和6年度の当期純利益が1億82万924円、令和5年度の当期純利益が9,066万4,994円と1,015万5,930円増加している理由をどう分析しているのかお答えください。また、高浜市の水道料金は平成14年から改定していませんが、今後の見通しについてもお答えください。

最後の質問です。近年、東海地震の発生が危惧されております。高浜市の有収率がよいのは、計画的な管路更新等を実施している結果だと思っています。令和6年度の管路更新率が、令和5年度と比較すると0.45%減少していますが、減少した理由をお答えください。

答(上下水道) 最初の年間有収水量が減少した主な要因といたしましては、給水人口の減少が挙げられます。給水人口減少により、給水量が減少したことに加え、節水意識の向上や節水機器の普及により、令和6年度の使用水量が減少したものと考えられます。

2つ目に、令和6年度の決算における当期純利益が前年度と比較して増加している要因としま

しては、令和５年度は動力費の高騰やインボイス制度への対応費用、経営戦略の見直しの費用など、単年度の費用増加により、当期純利益が減少しました。令和６年度は入札により動力費の抑制が図られたことにより、令和６年度の当初純利益を約１億円計上することができました。

次に、今後の見通しですが、水道事業の経営基盤を維持するためにも水道料金の検討を行っていく必要があると考えています。

３つ目の御質問でありました管路の更新率ですが、計画的に老朽管の更新工事を行ってまいりましたが、一部の工事において年度内完了が見込めず、繰越しをしたことから、管路更新率が０.４５％減少の１.２６％となったものでございます。

問（１２） 資料要求の資料 ２４ から本市の水道料金、近隣市と比べて高い水準にあります。未処分利益剰余金分を水道料金に還元するのは難しいとのことでしたが、逆に言えば、今後の料金設定において利益が出過ぎないように調整し、利用者の負担を軽減するという考え方もあるのではないのでしょうか。水道事業の安定経営は当然必要ですが、物価高騰が続く中で市民の生活に直結するこの水道料金の在り方を見直す余地があるのではないかと考えます。市民の負担を少しでも和らげるという観点を今後の料金設定の中でどのように考えていかれるのか、お聞かせください。

答（上下水道） 今後の水道料金の設定に関しましては、今後の財政状況を踏まえて検討をしてまいりたいと思います。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、議案第 ５７ 号及び認定第 ７ 号についての質疑を打ち切ります。

認定第 ８ 号 令和 ６ 年度高浜市下水道事業会計決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問（１２） 資料要求の資料 ２５ に、３年以内にとか速やかに接続をと書かれておりますが、実際の接続率はそうではないことが分かります。下水道への接続が経済的に困難な世帯に対しては、

水洗便所改造資金融資あっせん制度が設けられておりますが、この令和6年度の利用件数はどの程度あったのか、まずお聞かせください。

答（上下水道） 御質問の水洗便所融資あっせん制度の実績ですが、令和6年度は2件でございます。

問（12） 令和5年度の利用件数も2件でした。制度として十分に機能しているとは言い難いのではないかと思います。この制度は銀行からの融資を受け、その利息分を市が補助する仕組みですが、所得が低い世帯ほど、そもそもこの融資自体を受けにくく、実際には利用しづらい面があるのではないのでしょうか。下水道の接続率を高めるためにも制度の周知に加えて、低所得世帯でも利用しやすい仕組みに見直していくことが必要ではないかと考えます。

そこで伺いますが、この利息の補助だけでなく工事費の一部を助成するなどの支援を行っている他市の取組についてはどの程度把握されているのか。また、そうした取組についてのお考えをお聞かせください。

答（上下水道） 他市の状況までは把握していないんですけども、今のこの水洗便所あっせん制度を低所得者の方にも利用しやすい制度に改めるということは、今現時点では考えてはおりません。

問（13） 下水道ですけど、やはり今、各家庭、下水を今後引き始めてるところで負担金がすごく大きいということで、やはりもう万単位、何十万単位、大きいとこは何百万単位ということで非常に負担金が多い。その上、接続となると各家庭の負担があまりにも大きいので、やはりいろんなところから下水道に対する負担が大きすぎるという声をいただいているんですけど、令和6年度のこの一般会計からの繰入金も8億8,700万円ということで、約9億円ぐらい繰り入れないと下水道事業が成り立たないということだと、今9億円かもしれないけど、多分今から布設替え、多分上水よりももっと前に事故があったと思うんですけど、布設替えのほうも早急に進めていかないと、やはり管の腐食とか有毒ガスが出るってということで、非常に今後すごくお金の負担が大きくなる事業だと思ってます。そういうことも鑑みると、やはり今、合併浄化槽の普及がすごく広がってきたことから、私、下水って本当に今の時代に必要なのかって、昔みたいに公衆衛生上、あまり衛生状況が悪くないということで合併浄化槽もない中で、そういう状態であれば下水の普及っていうのは私はその時代は考えれたのかなと思うんですけど、今の時代これ本当に必要なのかなっていうのと、前も言ったんですけど、やはり下水道よりも浄化槽のほう災害時にもそちらのほうがいいというような研究発表もあるもんですから、これ結局、令和7年度も進めて

多分8年度も補助金もらえる間に必死にやっちゃうのかなと思うんですけど、後からの負担を考えると、私はこれ一回見直したほうがいいと思うんですけども、各市としてこの下水道事業を進めるっていうことのメリットについてはどのように考えるのか。今後も進めてくんですけど、そのちょっと考え、一回立ち返ったほうがいいかなと思うんですけど、そこを教えてください。

答（上下水道） 今、言われました下水道の整備等、合併浄化槽ということも含めて検討すべきではっていうことだったんですけども、愛知県全域と污水適正処理構想の見直しに伴いまして、高浜市の污水適正処理構想の見直しを令和3年度に実施しております。公共下水道と合併処理浄化槽の経済的な比較については集合処理の妥当性を評価してまいりました。その結果、令和3年度の高浜市污水適正処理構想の見直しについても下水道整備計画区域からそういったものを除外する区域はなく、一応、整備を今後も進めていくということで計画をさせていただいております。

問（13） 今のお話でいくと、結局外れてるお家ありますよね、離れてるところとか。結局、下水やらないところも一部あるかと思うんですよね。そうなってくると、なかなか今の理由だとそれでいいのかなっていう感じもして、市としてはその県の数値に従うっていうことなんですね。

答（都市政策部） 先ほどリーダー申し上げました全県域污水处理構想というのは、愛知県全体で高浜市においてどのような污水处理が適正であるか、委員言われた合併処理浄化槽、公共下水道、いろいろな污水处理方法がございます。今、最後に委員言われた、その離れたところの合併処理で単独で1軒だけのところに下水道はっていうお話がありましたけど、そういった費用対効果も全て計算をいたしまして、どのような処理が適正か。委員おっしゃられるように、計画区域の中、そこから外れてくる、単独っていうか家屋が少なくて、合併処理浄化槽で処理したほうが投資とランニングコストを考えたときに安価であるところは污水处理構想の中では合併処理浄化槽区域というふうにすみ分けておりますので、今、下水道の計画の中では下水道で整備したほうがトータル的に効率的で効果的だというふうなところを下水道計画に定めておりますので、その計画に基づいて現在は進めている状況でございます。

問（13） 今のお話で2つお聞きしたいんですけど、本当にこれは私、素人なので聞きたいんですけども、一つとしては、費用対効果っておっしゃるのは、いわゆる自治体の費用対効果のみですよ。いわゆるその住民の費用対効果っていうところは考慮されているのかどうかっていうのがよく分からないのと、あと費用対効果で言うと、例えば自治体だけのことで考えれば、これは私のあれなんですけど、いわゆる住民が浄化槽の清掃、それから浄化槽のくみ取り費用っていう

のは住民が負担していくわけですね。だけど、今後は下水を通した場合は接続して、その上で水道料金から同じ金額を下水道料金として払っていく。その結果、結局、下水の維持管理は自治体が行っていかなくちゃいけない。合併浄化槽であれば、いわゆるその部分は自治体はやらなくていいわけだから、その費用対効果があるっていうのが理解ちょっとできないので御説明いただけたらと思います。

答（都市政策部） 汚水処理は、公共水域の水質保全というそういった大きな目的がございます。その汚水処理の中でどのような方法でやると費用対効果があるか。公共下水道、これは公がやってきます。合併処理浄化槽は個人でやられるんですけど、耐用年数も違います。そういったものを何サイクルも繰り返したときに、投資金額とそういった維持管理費も含めてどういった手法が有利であるかというところで、都度都度、計画を見直しながら下水道で整備したところのほう効果が効果的であるところは下水道で整備する。現行の下水道使用料で申し上げると、やはり法定点検等そういったものを含めると、水量によりますので重量制ですので、下水道使用料をどれだけ水量を使うか、多く使った方は単価が高いもんですからその使い方にもよりますが、若干、安価。今の現行のままでいけばそうですが、今後もそういった水準かという、当然、浄化槽の維持管理費も上がります。将来的なそういった処理コストも上がっていくものですから、そういったものを含めて、今現在は下水道の計画をするところについては下水道で汚水処理をすることが効果的であるというふうになっておりますので、その結果に基づき高浜市は公共下水道を進めていくという現在の方針でございます。

問（13） ちょっと今ので分からなかったんですけど、今の費用対効果があるよっていうのは、自治体としての費用対効果があるよってことですね。その各家庭の費用対効果ではないってことですよね。それも含めてるんですか。私は自分ところがどうだったのかって試算したんですけど、どう考えても今のままのほうが安いっていうふうに計算が出たもんだから、何でそうなるかなっていうのがよく分からないので。結局、先ほどのその計画みたいなものもそれは自治体としてってことでいいですね。自治体としての費用対効果がそっちのほうがいいよってことですよね。

答（都市政策部） 委員、試算されたのは、合併処理浄化槽を投資されて、維持管理を今後 50 年とか 100 年していてもというふうな試算で安価だったということですかね。私も公共下水道は公が下水道を整備して公共水域の水質保全をしていく。その中で建設費の一部を負担していただく下水道の受益者負担金制度で御負担いただく、受益負担ということで下水道を使用された方

には下水道使用料を頂くというところで、全体で考えて試算したところでは、こういったやつが効率的だというふうに出ておりますけど、人それぞれ、個々の汚水いわゆる下水道ですね、その使用実態によっては逆転することがあるかもしれないけど、それを個々でやってるわけじゃなくて全体で考えたときにどうかということをやっていますので、今現在では、こういった公共水域の水質保全に対しては公共下水道で公が整備していくことが効率的であり、しっかりと水質保全が保てれるというふうに考えております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 他に質疑もないようですので、以上で、認定第 8 号についての質疑を打ち切ります。

ここで、議案第 57 号及び認定第 2 号から認定第 8 号までについて、質疑漏れがありましたら許可いたします。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、以上で、議案第 57 号及び認定第 2 号から認定第 8 号までについての質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、議案第 57 号及び認定第 2 号から認定第 8 号までについての質疑を終結いたします。

《採 決》

議案第 57 号 令和 6 年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

挙手全員により原案可決

認定第 1 号 令和 6 年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 2 号 令和 6 年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 3 号 令和 6 年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 4 号 令和 6 年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案認定

認定第 5 号 令和 6 年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 6 号 令和 6 年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 7 号 令和 6 年度高浜市水道事業会計決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 8 号 令和 6 年度高浜市下水道事業会計決算認定について

挙手多数により原案認定

委員長 以上で、決算特別委員会に付託されました案件の審査を全部終了いたしました。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上で、決算特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午後 3 時 21 分

決算特別委員会委員長

決算特別委員会副委員長